

公開買付説明書

平成25年12月

株式会社セブン&アイ・ネットメディア

(対象者：株式会社ニッセンホールディングス)

公開買付説明書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の9の規定により作成されたものです。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社セブン&アイ・ネットメディア
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区二番町8番地8
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 6238-3670
【事務連絡者氏名】	経営管理部 シニアオフィサー 松永 明生
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社セブン&アイ・ネットメディア (東京都千代田区二番町8番地8) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社セブン&アイ・ネットメディアをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ニッセンホールディングスをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

目 次

	頁
第1 公開買付要項	1
1. 対象者名	1
2. 買付け等をする株券等の種類	1
3. 買付け等の目的	1
4. 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数	14
5. 買付け等を行った後における株券等所有割合	19
6. 株券等の取得に関する許可等	20
7. 応募及び契約の解除の方法	21
8. 買付け等に要する資金	24
9. 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況	25
10. 決済の方法	25
11. その他買付け等の条件及び方法	26
第2 公開買付者の状況	29
1. 会社の場合	29
2. 会社以外の団体の場合	43
3. 個人の場合	43
第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況	44
1. 株券等の所有状況	44
2. 株券等の取引状況	47
3. 当該株券等に関して締結されている重要な契約	47
4. 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約	50
第4 公開買付者と対象者との取引等	51
1. 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容	51
2. 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容	51
第5 対象者の状況	54
1. 最近3年間の損益状況等	54
2. 株価の状況	54
3. 株主の状況	54
4. 継続開示会社たる対象者に関する事項	55
5. その他	56
対象者に係る主要な経営指標等の推移	57

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社ニッセンホールディングス

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在において、株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「セブン&アイHD」といいます。）がその議決権の100%を所有する完全子会社です。

当社は、平成25年12月2日開催の当社取締役会において、当社、セブン&アイHD及び対象者との間で、平成25年12月2日付で、当社を含むセブン&アイHDグループ（本書では、セブン&アイHD及びその子会社（95社）・関連会社（21社）を「セブン&アイHDグループ」といいます。）と対象者グループ（本書では、対象者及びその子会社（25社）・関連会社（1社）を「対象者グループ」といいます。）が互いに協力して継続的に発展していくこと、並びに対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対する公開買付け及び第三者割当ての方法により対象者が発行する対象者株式の引受けを通じて、当社が対象者の総議決権の過半数を取得して対象者を当社の子会社及びセブン&アイHDの連結子会社とすることを目的とする資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を以下「本資本業務提携」といいます。本資本業務提携契約の概要につきましては、後記「（3）本公開買付けに関する重要な合意等」の「④ 本資本業務提携契約の概要」をご参照ください。）を締結し、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者株式を対象に本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けに際し、当社は、対象者の筆頭株主であるユーシーシーホールディングス株式会社（保有株式数：12,683,500株、対象者が平成25年11月1日に提出した第44期第3四半期報告書（以下「第44期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成25年9月20日現在の対象者の発行済株式総数（63,473,832株）から、対象者が平成25年10月25日に公表した「平成25年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「第44期第3四半期決算短信」といいます。）に記載された平成25年9月20日現在の対象者の保有する自己株式数（2,797,707株）を控除した株式数（60,676,125株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）：20.90%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同様です。）、以下「UCC」といいます。）、第二位株主である合同会社THN（保有株式数：3,516,000株、所有割合：5.79%、以下「THN」といいます。）及び第三位株主であるTHN Cayman, Inc.

（ティーエイチエヌ ケイマン インク）（保有株式数：2,244,900株、所有割合：3.70%、以下「THN ケイマン」といいます。）との間で、平成25年12月2日付でそれぞれ公開買付応募契約（以下、当社とUCCとの間で締結した公開買付応募契約を「本UCC応募契約」、当社とTHNとの間で締結した公開買付応募契約を「本THN応募契約」、当社とTHNケイマンとの間で締結した公開買付応募契約を「本THNケイマン応募契約」といい、これら3つの契約を総称して「本応募契約」といいます。）を締結し、それぞれが保有する対象者株式の全て（合計保有株式数：18,444,400株、所有割合：30.40%）について本公開買付けに応募する旨の合意を得ております（本応募契約の概要については、後記「（3）本公開買付けに関する重要な合意等」の「① 本UCC応募契約の概要」、「② 本THN応募契約の概要」及び「③ 本THNケイマン応募契約の概要」をご参照ください。）。なお、平成24年4月2日提出のUCCの対象者株式に関する大量保有報告書によれば、UCCは、対象者に対し、平成24年3月30日に払込みがなされた第三者割当てによる自己株式処分及び新株式発行により対象者の株式を取得した日から2年間、対象者の事前の承諾なく、当該株式を売却しないこと等に合意しておりましたが、対象者によれば、対象者とUCCの協議の結果、当該合意を含む契約を合意解約する旨の合意書を平成25年12月2日付で締結したとのことです。

また、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を、UCC、THN及びTHNケイマンが保有し、その全てが本応募契約に従って本公開買付けに応募されることが見込まれる対象者株式の数の合計と同数である18,444,400株（所有割合：30.40%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（18,444,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を30,786,100株（所有割合：50.74%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限（30,786,100株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。なお、本公開買付けに係る買付予定数の上限（30,786,100株）は、当社の対象者に対する本第三者割当増資（以下に定義されます。）前における完全希薄化ベースの議決権割合（本公開買付けにより当社が保有することになる対象者株式数を分子とし、対象者の第44期第3四半期報告書に記載された平成25年9月20日現在の対象者の発行済株式総数（63,473,832株）から対象者の第44期第3四半期決算短信に記載された平成25年9月20日現在の対象者の保有する自己株式数（2,797,707株）を控除した株式数（60,676,125株）に対象者が平成25年3月18日に提出した第43期有価証券報告書（以下「第43期有価証券報告書」といいます。）に記載された平成24年7月20日開催の取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の目的となる対象者株式数（773,000株（平成25年2月28日現在））を加算した数（61,449,125株）を分母として算出される割合をいいます。以下、これを、「増資前完全希薄化ベースの議決権割合」といいます。）が50.10%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、増資前完全希薄化ベースの議決権割合の計算において同様です。）となる数（但し、100株未満を切り上げた数）に設定しております。なお、対象者の第44期第3四半期報告書によると、対象者の第43期有価証券報告書に記載された平成23年6月3日開催の取締役会決議に基づき発行された新株予約権は、平成25年6月20日時点をもって権利確定条件が達成されなかったことにより失効しております。

一方、対象者が平成25年12月2日に公表した「株式会社セブン&アイ・ホールディングス及びその完全子会社である株式会社セブン&アイ・ネットメディアとの資本業務提携並びに株式会社セブン&アイ・ネットメディアによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本公開買付け及び本第三者割当増資（以下に定義されます。）

（以下、本公開買付け及び本第三者割当増資を総称して「本取引」といいます。）の実施を通じて、当社が対象者の総議決権の過半数を取得し、コンビニエンスストア、総合スーパー、百貨店、食品スーパー、フードサービス、金融サービス、IT／サービスなど多様な業態を有する当社を含むセブン&アイHDグループと対象者グループが同一グループとなることで、強固な資本関係のもとで協力することができ、双方の経営資源のより円滑な相互活用、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値の創造・拡大が可能となり、対象者は当社を含むセブン&アイHDグループにおける全てのチャンネルをシームレスに連携させながらお客様にアプローチしていくオムニチャンネル戦略を共同で推進する中で、競合他社と差別化された商品やサービスの顧客への提案ができるとの判断に至ったことから、平成25年12月2日開催の取締役会において、湊谷恵雄氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）については、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるGCAサヴィアン株式会社（以下「GCAサヴィアン」といいます。）から取得した対象者株式の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、対象者株主の皆様の判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、平成25年12月2日開催の取締役会において、湊谷恵雄氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、その旨を決議したとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、上記の対象者取締役会には、スコット・トレバー・デイヴィス氏を除く対象者の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役のうち湊谷恵雄氏は当社と本UCC応募契約を締結しているUCCの取締役を兼務しており、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同

様です。)第369条第2項に定める特別の利害関係を有する取締役(以下「特別利害関係人」といいます。))に該当する可能性を否定できないため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の監査役のうち、スコット・トレバー・デイヴィス氏は当社の親会社であるセブン&アイHDの取締役を兼務しているため、同様の観点から、上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議には参加していないとのことです。

さらに、対象者が平成25年12月2日に関東財務局長に提出した有価証券届出書(以下「対象者有価証券届出書」といいます。))及び同日に公表した「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」(以下、対象者有価証券届出書と合わせて「対象者有価証券届出書等」といいます。))によれば、対象者は、平成25年12月2日開催の対象者取締役会において、当社を引受先とし、公開買付け期間の終了後の平成26年1月29日から同年3月31日までを払込期間とする第三者割当ての方法による募集株式の発行(普通株式24,732,700株、払込価格は本公開買付け価格と同額である1株当たり410円、総額約10,140百万円、以下「本第三者割当増資」といいます。))について決議しているとのことです。本第三者割当増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する完全希薄化ベースの議決権割合(本公開買付け及び本第三者割当増資により当社が保有することになる対象者株式数を分子とし、対象者の第44期第3四半期報告書に記載された平成25年9月20日現在の対象者の発行済株式総数(63,473,832株)から対象者の第44期第3四半期決算短信に記載された平成25年9月20日現在の対象者の保有する自己株式数(2,797,707株)を控除した株式数(60,676,125株)に対象者の第43期有価証券報告書に記載された本新株予約権の目的となる対象者株式数(773,000株(平成25年2月28日現在))を加算し(61,449,125株)、さらに本第三者割当増資により当社が取得する対象者株式数を加算した数を分母として算出される割合をいいます。以下、これを、「増資後完全希薄化ベースの議決権割合」といいます。))を50.10%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、増資後完全希薄化ベースの議決権割合の計算において同様です。))とするために必要な数の株式(但し、100株未満を切り上げた数)について払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数(普通株式24,732,700株)のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。なお、対象者の第44期第3四半期報告書によると、対象者の第43期有価証券報告書に記載された平成23年6月3日開催の取締役会決議に基づき発行された新株予約権は、平成25年6月20日時点をもって権利確定条件が達成されなかったことにより失効しております。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、本書提出日現在において、セブン&アイHDがその議決権の100%を所有する完全子会社です。セブン&アイHDの普通株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されております。当社を含む複数の企業からなるセブン&アイHDグループは、5万店以上の国内外店舗ネットワークと、コンビニエンスストア、総合スーパー、百貨店、食品スーパー、フードサービス、金融サービス、IT/サービスなど、あらゆるお客様のニーズに応える多様な業態を擁し、顧客サービスの向上、店舗網の拡充、商品開発力・調達力、ブランド力の強化等に日々積極的に取り組んでおります。当社は、セブン&アイHDグループのIT/サービス事業分野の全体統括を担う中間持株会社として、平成20年7月に設立され、それ以来、機動的な事業再編や組織再編等を通じて、当該事業分野の事業機会創出及び収益最大化に取り組んで参りました。IT技術の発達とともにお客様の購買行動は大きく変化しており、商品の認知、検討、購買に至る一連のプロセスにおいてお客様は自らの意思であらゆるチャネルを自由に動きながら主体的に購買活動を行うようになりつつあります。こうした中では、全てのチャネルをシームレスに連携させながらお客様にアプローチしていく、オムニチャネルの考え方が重要となります。「変化への対応と基本の徹底」をスローガンとするセブン&アイHDグループは、こうした本格的なオムニチャネル時代の到来に向け、数多くのリアル店舗とネットを含む多様な業態を擁する強みを活かしつつ、日々進化を続けるIT技術を活用しながら、お客さまのニーズに応える形で、小売業におけるリアルとネットの融合を図るべく、オムニチャネル戦略に取り組んでおります。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者グループは、昭和45年の設立以来、お客様に喜んでいただける商品やサービスを、電話カタログやインターネット等を通じて、ダイレクトにお届けすることを事業の根幹として活動を行っているとのこと。また、対象者は、昭和63年10月に株式会社大阪証券取引所（当時）（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第二部にその発行株式を上場し、平成14年12月には大阪証券取引所市場第一部に上場、平成15年7月には東京証券取引所市場第一部に上場しています。さらに、昨年にはギフト専業者として全国約3,000店舗のネットワークを持つシャディ株式会社（東京都港区新橋6丁目1番11号、代表取締役社長 井原章善）及びその子会社を完全子会社化することによりグループに迎え入れ、全国店舗ネットワーク、今後大きな市場となるシニア顧客、コスト競争力のあるギフト・生活関連商品などをあらたに経営資源に加えることができたとのこと。

対象者プレスリリースによれば、対象者グループでは、新たなニッセングループ中期経営計画「Nissen Vision 50」（対象者の平成25年3月14日付プレスリリース「『新中期経営計画Nissen Vision 50』に関するお知らせ」をご参照ください。）に基づき、成長戦略の5つの柱である顧客支持ナンバーワン戦略・次世代One-to-One戦略・バリューリーダーMD戦略・オープンユーザビリティ戦略・M&A+アライアンス戦略に基づき、将来的に大きく飛躍できる企業グループを目指し鋭意取り組みを進めてきたとのこと。しかしながら、対象者グループの通販事業においては、インターネットや携帯電話、最近ではスマートフォンの急速な普及により、マーケット規模が成長する一方で、業種、業態の垣根を越えた競争が激化しており、通販への顧客のニーズは本や衣料から食品や高額商品まで多種多様に広がっており、また顧客もヤング層からシニア層まで多くの方が通販を活用するようになる中、一層の商品品質やサービスの強化が求められているとのことであり、対象者においては、こうした経営環境の下、国内マーケットにおける盤石な体制と競争優位を築くことが急務となっているとのこと。また、対象者グループのギフト事業においては、冠婚葬祭における返礼ギフトマーケットが成熟する中で、商品やサービス面での量と質を広げ、顧客に魅力のある提案力とコスト競争力を強化する必要に迫られているとのこと。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、このような環境の下、売上の下降トレンドに歯止めをかけ、顧客基盤の再構築と新たなビジネスモデルへのチャレンジのため、財務基盤を早急に改善し、将来の成長に向けた施策の積極的な推進が不可欠と判断しているとのこと。

当社を含むセブン&アイHDグループと対象者グループは、これまで長年に亘り様々な形で対話を繰り返して参りました。その過程で、両グループの企業文化の根幹に「お客様や商品を大切にし、弛まぬ品質向上と、より高い価値を提供し続けることを目指す」という考え方が共通して存在することが確認できました。こうした流れを踏まえ、本年入り後、両グループにて、協業の可能性につき具体的な協議を開始するに至り、その議論を通じて、「共通する価値観を有する両グループが手を合わせ、補完性の高い双方の経営資源を有効活用することにより、新しい価値をお客様に提案することができる」との結論に達した次第であります。さらに、両グループの協業を本格的なものとするためには、「お互いを信頼し、共通の利益実現を目指して一心同体のパートナーとして業務を推進していけるよう、資本面でも関係を結ぶことが必要である」という観点でも一致しました。このため、平成25年9月頃、セブン&アイHDより、セブン&アイHDないし当社と対象者の間で資本業務提携を行い、対象者が当社の親会社であるセブン&アイHDの連結子会社になることを前提に、セブン&アイHDの完全子会社である当社が本公開買付けを実施する可能性について協議するための提案を行いました。その後、当社は、セブン&アイHDとともに、対象者との間で、資本業務提携の内容や方法等について慎重に協議・検討を行って参りました。

なお、対象者プレスリリースによれば、このような協議・検討の過程で、対象者は、下記「（４）本公開買付けの公正性等を担保するための措置」に記載のとおり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるGCAサヴィアンに対し、対象者株式の価値算定を依頼し、株式価値算定書を取得し、また、対象者のリーガル・アドバイザーとして、北浜法律事務所・外国法共同事業（以下「北浜法律事務所」といいます。）から法的助言を得たとのこと。

この結果、当社及びセブン&アイHD（以下「当社ら」といいます。）は、対象者株式に対する本公開買付け及び第三者割当ての方法により対象者が発行する対象者株式の引受けを通じて、当社が対象者の総議決権の過半数を取得することにより、セブン&アイHDグループと対象者グループが同一グループとなり、強固な資本関係のもとで協力することが、双方の経営資源のより円滑な相互活用、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値の創造・拡大、セブン&アイHDグループ全体としてのオムニチャネル戦略の推進に資す

るとの判断に至ったことから、平成25年12月2日、本資本業務提携契約を締結し、対象者を当社の子会社及びセブン&アイHDの連結子会社にすることを決定いたしました。なお、対象者有価証券届出書等によれば、本第三者割当増資は、対象者におけるオンラインショッピングサイトにおける使い勝手やポイント機能の改修などネット対応強化のためのIT投資資金として約2,000百万円、本資本業務提携に関連したセブン&アイHDグループ各社の店頭や各種媒体からの新規顧客開発費（カタログやネット・チラシ等のセブン&アイHDグループ顧客向けの顧客開発費用やプロモーション費用等）として約1,500百万円、通販商品のコンビニエンスストア受取やセブン&アイHDグループ各社との業務受委託などを実現することにより提携効果を最大化させるためのIT投資や物流投資資金として約1,500百万円、財務基盤強化のための金融機関からの借入金の返済資金として約5,077百万円（以上、合計約10,077百万円）を、それぞれ充当するための資金調達を目的としたものであるとのことです。なお、「（１）本公開買付けの概要」に記載のとおり、本第三者割当増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの議決権割合を50.10%とするために必要な数の株式（但し、100株未満を切り上げた数）について払込みを行うことを合意しているため、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式24,732,700株）のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。対象者有価証券届出書等によれば、その場合はセブン&アイHDグループから借入などの資金面での支援を受けることで、上記項目を実施していくとのことであり、この場合における支出予定時期に関しては、現時点では未定であるものの、資金調達の時期及び金額等を踏まえ、セブン&アイHDグループと協議し、それぞれの効果等を確認しながら、優先順位の高いものから実施する予定とのことです。

当社を含むセブン&アイHDグループは、今後、セブン&アイHDグループと対象者グループが様々な分野で協業し、オペレーションコストを削減しつつ、より高品質の商品・サービスを、あらゆるお客様に、あらゆるチャネルを通じてシームレスに提供することにより、お客様の利便性と満足度を向上させ、両グループの企業価値をより一層高めることで、両グループのステークホルダーの皆様の負託にも応えることができると考えております。

なお、現時点における主な業務提携の検討内容は以下の通りです。顧客開拓、マーケティング・販促、商品開発・調達、インフラ共有等、多岐に亘り、幅広く相互協力を行なって参ります。

- (i) 顧客開拓における相互協力
- (ii) マーケティング、販促における相互協力
- (iii) 取扱商品拡充に向けた相互協力
- (iv) 商品開発、SPA（製造小売）に関する相互協力
- (v) 物流、システム、決済等のインフラ利用に関する相互協力

セブン&アイHDグループは、本取引を通じた対象者の連結子会社化後、対象者を、セブン&アイHDグループのオムニチャネル戦略推進のための重要な役割を担う子会社の一つと位置付け、上記業務提携の具体化をさらに進めて参ります。

また、当社は、セブン&アイHD及び対象者との間で、平成25年12月2日付で本資本業務提携契約を締結しておりますが、その中で、本取引の完了（本公開買付けにおいて買付予定数の上限と同数又はそれを超える応募があることで、本第三者割当増資に係る払込みが行われない場合においては、本公開買付けの成立をもって本取引が完了したものとします。以下同じです。）を条件として、当社らが、対象者の常勤取締役1名及び非常勤取締役2名を指名する権利並びに対象者の取締役の中から代表取締役1名を指名する権利を有し、対象者は、当社らが当該権利に従って指名した者を候補者とする取締役選任議案を対象者の株主総会において上程するために必要な措置及び当社らが指名した候補者が代表取締役として選定されるために必要な措置をとることを合意しており、また、それに加え、当社らが対象者並びにその重要な子会社及び関連会社の取締役及び監査役について協議が必要であると認める場合には、対象者は、対象者の指名・報酬委員会における決定に先立ち、当社らと協議を行うことを合意しております。なお、本書提出日現在における対象者の取締役の人数は9名であり、当社らが指名する権利を有する取締役の人数3名は、その過半数に満たません。なお、本書提出日現在の対象者の取締役及び監査役のうち、UCCの取締役を兼務している湊谷恵雄氏は、平成26年3月に開催予定

の対象者の定時株主総会の終結時をもって、任期満了により退任する予定です。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

① 本UCC応募契約の概要

本公開買付けに際し、当社は、対象者の筆頭株主であるUCC（保有株式数12,683,500株（以下「UCC応募対象株式」といいます。））、所有割合：20.90%）との間で、平成25年12月2日付で本UCC応募契約を締結しております。本UCC応募契約の概要は下記のとおりです。

(ア) 前提条件等

本UCC応募契約においては、(i) 当社による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法に開始されており、かつ、撤回されていないこと、(ii) 当社がUCCに対して表明及び保証する事項（注1）について重大な誤りが存在しないこと、(iii) 当社が本公開買付けに係る買付期間の末日までに履行又は遵守すべき本UCC応募契約上の義務（注2）が重要な点において全て履行又は遵守されていること、(iv) 司法・行政機関等に対して、本公開買付けへのUCCの応募を制限もしくは禁止し、又は、当該応募が法令等に違反する旨を指摘する、いかなる申立て、訴訟又は手続（但し、当該申立て、訴訟又は手続における申立人等の主張が合理的な根拠に基づくものでないことが明らかな場合を除きます。）も係属しておらず、かつ、当該応募を制限もしくは禁止し、又は当該応募が法令等に違反しており、もしくは法令等に違反するおそれがある旨を指摘する、いかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等も存在していないことを前提条件として、UCCが、UCC応募対象株式の全部について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、上記の前提条件が満たされない場合であっても、UCCがその裁量により本公開買付けに応募することは妨げられません。

もっとも、本公開買付けの買付期間の末日までの間に、第三者による対象者株式を対象とした公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始され、当該対抗公開買付けに係る対象者株式の買付価格が本公開買付けに係る買付価格を10%以上上回っている場合には、UCCは本公開買付けに応募する義務を免れ、対抗公開買付けに応募することができるものとされております。

(注1) 当社は、本UCC応募契約において、UCCに対して、本UCC応募契約締結日、本公開買付けの開始日及び本公開買付けの決済開始日において（但し、基準となる日付が明示されている事項については当該日付において）、(i) 当社の適法かつ有効な設立及び存続、並びに現在行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力の保有、(ii) 当社の本UCC応募契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能の保有、並びに当社による本UCC応募契約の締結及び履行に必要な社内手続の履践等、(iii) 本UCC応募契約の適法かつ有効な締結、当社に対する強制執行可能性等、(iv) 本UCC応募契約の締結及び履行のために当社において必要とされる許認可等の適時の適法かつ有効な取得又は履践、(v) 本UCC応募契約の締結及び履行の法令等、当社の定款その他の社内規則、司法・行政機関等の判断等との抵触の不存在、当社による本UCC応募契約の締結及び履行を妨げることとなる裁判又は行政手続の不存在、並びに、当社による本UCC応募契約の締結及び履行が当社が当事者となっている契約等について債務不履行事由等を構成しないこと、並びに、(vi) 本公開買付けの決済開始日において、当社が本公開買付けにおける買付け等に要する資金の支払いに足る十分な資金を有していること、について表明及び保証しております。

(注2) 当社は、本UCC応募契約において、本公開買付けに係る買付期間の末日までに履行又は遵守すべき義務として、本公開買付けを実施する義務、当社の表明保証についての誤りが判明した場合の通知義務、秘密保持義務、本公開買付けに関する公表に先立つ協議・同意取得義務、本UCC応募契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止義務のほか、対象者株式の取得に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）に基づき必要とされる手続を法令等に定められた期限までに行う義務を負っております。

(イ) 議決権等の行使

本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会（平成26年3月に開催予定の平成25年12月20日を権利行使の基準日とする対

象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）を含みます。）において、UCCは、本公開買付けにおいて当社がUCCから買い付けた対象者株式について、法令等に基づき可能な範囲で、当社の選択に従い、（i）当社もしくは当社の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は（ii）当社の指示に従って議決権その他一切の権利を行使するものとするを合意しております。

また、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会（本定時株主総会を含みます。）が開催され、当該株主総会において剰余金の配当議案が提案された場合において、UCCは、別途当社の指示がない限り、当該議案に対して一切の動議を提出せず、本公開買付けに係る買付けの対象となったか否かにかかわらず、UCC応募対象株式に関して、当該議案及び当該議案に対する全ての動議に反対する（但し、対象者が提案する剰余金の配当議案の原案に賛成することは許容されます。）ことを合意しております。但し、当該合意に起因して、当社が本公開買付けを当社の企図した条件で実施することができないこととなる場合であって、当社がUCCに対して本公開買付けに係る買付期間の末日の15営業日前までに書面による通知を行った場合には、当該合意は効力を失うことも合意しております。

（ウ）交渉等の禁止

UCCは、本UCC応募契約締結日から本公開買付けの決済開始日までの間、UCC応募対象株式の譲渡、担保設定その他の処分、又は本公開買付けと抵触もしくは本公開買付けの実行を困難にする取引に関する合意もしくはかかる合意に向けた申込み、申込みの誘引、勧誘、協議、交渉もしくは情報提供を行わないことを合意しております。もっとも、本公開買付けの買付期間の末日までの間に対抗公開買付けが開始され、当該対抗公開買付けに係る対象者株式の買付価格が本公開買付けに係る買付価格を10%以上上回っている場合には、UCCは当該義務を免れるものとされております。

② 本THN応募契約の概要

本公開買付けに際し、当社は、対象者の第二位株主であるTHN（保有株式数：3,516,000株（以下「THN応募対象株式」といいます。）、所有割合：5.79%）との間で、平成25年12月2日付で本THN応募契約を締結しております。本THN応募契約の概要は下記のとおりです。

（ア）前提条件等

本THN応募契約においては、上記「① 本UCC応募契約の概要」の「（ア）前提条件等」に記載の内容と同様の内容を合意しております。

（イ）議決権等の行使

本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会（本定時株主総会を含みます。）において、THNは、本公開買付けにおいて当社がTHNから買い付けた対象者株式について、法令等に基づき可能な範囲で、当社の選択に従い、（i）当社もしくは当社の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は（ii）当社の指示に従って議決権その他一切の権利を行使するものとするを合意しております。

また、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会（本定時株主総会を含みます。）が開催され、当該株主総会において剰余金の配当議案が提案された場合において、THNは、別途当社の指示がない限り、当該議案に対して一切の動議を提出せず、本公開買付けに係る買付けの対象となったか否かにかかわらず、THN応募対象株式に関して、当該議案及び当該議案に対する全ての動議に反対する（但し、対象者が提案する剰余金の配当議案の原案に賛成することは許容されます。）ことを合意しております。

（ウ）取締役等の指名

本公開買付けが成立した場合には、THNは、以後対象者の取締役及び戦略支援アドバイザーを指名しないものとし、THNケイマンをして、対象者の取締役及び戦略支援アドバイザーを指名させないものとするを合意しております。

（エ）交渉等の禁止

本THN応募契約においては、上記「① 本UCC応募契約の概要」の「（ウ）交渉等の禁止」に記載の内容と同様の内容を合意しております。

③ 本THNケイマン応募契約の概要

本公開買付けに際し、当社は、対象者の第三位株主であるTHNケイマン（保有株式数：2,244,900株（以下「THNケイマン応募対象株式」といいます。））、所有割合：3.70%）との間で、平成25年12月2日付で本THNケイマン応募契約を締結しております。本THNケイマン応募契約の概要は下記のとおりです。

（ア）前提条件等

本THNケイマン応募契約においては、上記「① 本UCC応募契約の概要」の「（ア）前提条件等」に記載の内容と同様の内容を合意しております。

（イ）議決権等の行使

本THNケイマン応募契約においては、上記「② 本THN応募契約の概要」の「（イ）議決権等の行使」に記載の内容と同様の内容を合意しております。

（ウ）取締役等の指名

本公開買付けが成立した場合には、THNケイマンは、以後対象者の取締役及び戦略支援アドバイザーを指名しないものとし、THNをして、対象者の取締役及び戦略支援アドバイザーを指名させないものとするを合意しております。

（エ）交渉等の禁止

本THNケイマン応募契約においては、上記「① 本UCC応募契約の概要」の「（ウ）交渉等の禁止」に記載の内容と同様の内容を合意しております。

④ 本資本業務提携契約の概要

本公開買付けに際し、当社は、平成25年12月2日に、セブン&アイHD及び対象者との間で、本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約のうち、本公開買付けに関連する部分の概要は下記のとおりです。

（ア）目的

当社らと対象者との間の業務提携（以下「本業務提携」といいます。）を通じてセブン&アイHDグループと対象者グループが互いに協力して継続的に発展していくこと、及び当社が対象者の総議決権の過半数を取得して対象者を当社の子会社及びセブン&アイHDの連結子会社とすることを目的として、本取引を実施する。

（イ）業務提携及び経営体制

（a）当社らと対象者は、下記の内容の業務提携をおこなうものとし、その詳細は別途協議の上決定する。

- （i）顧客開拓における相互協力
- （ii）マーケティング、販促における相互協力
- （iii）取扱商品拡充に向けた相互協力
- （iv）商品開発、SPA（製造小売）に関する相互協力
- （v）物流、システム、決済等のインフラ利用に関する相互協力

（b）当社は、本取引の完了を条件として、対象者の常勤取締役1名及び非常勤取締役2名を指名する権利並びに対象者の取締役の中から代表取締役1名を指名する権利を有し、対象者は、当社らが当該権利に従って指名した者を候補者とする取締役選任議案を対象者の株主総会において上程するために必要な措置及び当社らが指名した候補者が代表取締役として選定されるために必要な措置をとる。また、当社らが対象者並びにその重要な子会社及び関連会社の取締役及び監査役について協議が必要であると認める場合には、対象者は、対象者の指名・報酬委員会における決定に先立ち、当社らと協議を行う。

（ウ）本公開買付けに対する賛同・協力、議決権行使に関する取り決め等

（a）対象者は、当社による本公開買付けに係る買付期間の満了までの間、対象者の取締役及び監査役全員（但し、湊谷恵雄取締役及びスコット・トレバー・デイヴィス監査役を除く。）の出席のもと出席取締役の全会一致により行われた本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議（以下「本賛同決議」といいます。）を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わない。

（b）対象者は、本資本業務提携契約の締結日から本公開買付けに係る買付期間が満了するまでの間に、

対抗公開買付けが開始された場合、対抗公開買付けに対して反対の意見を表明するものとする。

- (c) 対象者は、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする株主総会（本定時株主総会を含みます。）に剰余金の配当議案が提案された場合、当該議案に関して、当社ら又は当社らが指名する者が対象者の株主から議決権の行使の委任を受けるにあたり、必要な協力を行うものとする。
 - (d) 対象者は、会社法第124条第4項に基づき、当社が、本第三者割当増資の払込日（以下「本払込日」といいます。）の前日以前の日を権利行使の基準日とする株主総会（本定時株主総会を含みます。）において、本第三者割当増資によって当社が取得した対象者株式に係る議決権を行使できるようにする。
 - (e) 対象者は、本資本業務提携契約の締結日から本公開買付けの決済開始日までの間、本公開買付け、本第三者割当増資及び本業務提携と抵触もしくはこれらの取引の実行を困難にする取引に関する合意もしくはかかる合意に向けた申込み、申込みの誘引、勧誘、協議、交渉もしくは情報提供を行ってはならない。
 - (f) 対象者は、本資本業務提携契約の締結日から本公開買付けに係る買付期間が満了するまでの間に、第三者から対象者に対して、対象者株式を対象とする対抗公開買付け、買集め行為その他の買付けに関する提案があった場合には、当該提案の内容をできる限り詳細に当社らに報告し、対象者と当社らは、当該提案への対処策及び本資本業務提携契約に定める本公開買付けに係る条件の見直し等につき速やか、かつ誠実に協議するものとする。
 - (g) (i) 対象者が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は(ii)対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると対象者が合理的に判断する場合には、対象者は上記(a)、(b)、及び(e)の義務を免れる。
 - (h) 当社らは、対象者が、(i)本賛同決議を行っていない場合もしくは本賛同決議を撤回もしくは変更した場合又は(ii)対抗公開買付けに反対する旨の意見を表明しなかった場合（当該意見を撤回した場合を含む。）、対象者に対して、金5億円を支払うことを請求することができる。
- (エ) 本第三者割当増資の実施

- (a) 対象者は、第三者割当ての方法により、以下の内容で当社に対象者株式を割り当て、当社はこれを引き受ける。但し、(i)対象者が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は(ii)対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると対象者が合理的に判断する場合には、当社ら及び対象者は、本第三者割当増資に係る取締役会決議を維持し、本第三者割当増資を実行するかどうかについて事前に誠実に協議を行うものとする。

募集株式の種類：普通株式

募集株式の数：24,732,700株

払込金額：1株につき金410円

払込金額の総額：金約10,140百万円

払込期間：平成26年1月29日から同年3月31日まで

その他：本第三者割当増資は、新株の発行により行うものとし、自己株式の処分によらないものとする。

- (b) 当社は、当社が引き受けた対象者株式のうち、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの議決権割合を50.10%とするために必要な数の株式（但し、100株未満を切り上げた数）について払込みを行う。但し、本払込日において、(i)本第三者割当増資に関して対象者が提出した有価証券届出書の効力が有効に発生していること、(ii)本公開買付けに係る決済が開始されていること、(iii)対象者の表明及び保証について重大な誤りが存在しないこと、(iv)本資本業務提携契約に基づき、本払込日までに対象者が履行し又は遵守すべき義務が、重要な点において全て履行され、又は遵守されていること等の、本資本業務提携契約に定められた条件が全て満たされていることを前提条件とする。なお、当該前提条件が満たされない場合であっても、当社がその裁量により本第三者割当増資に係る払込みを行うことは妨げられない。

(オ) 終了事由

本資本業務提携契約は、(i) 平成26年2月末日までに本公開買付けが開始されなかった場合、及び(ii) 本公開買付けが開始されたにもかかわらず、本公開買付けが撤回され、又は不成立となった場合には終了する。但し、その場合でも、上記「(ウ) 本公開買付けに対する賛同・協力、議決権行使に関する取り決め等」の(h)に記載の義務は存続する。

⑤ UCCと対象者との間の合意等

平成24年4月2日提出のUCCの対象者株式に関する大量保有報告書によれば、UCCは、対象者に対し、平成24年3月30日に払込みがなされた第三者割当てによる自己株式処分及び新株式発行により対象者の株式を取得した日から2年間、対象者の事前の承諾なく、当該株式を売却しないこと等に合意していましたが、対象者によれば、対象者とUCCの協議の結果、当該合意を含む契約を合意解約する旨の合意書を平成25年12月2日付で締結したとのことです。

⑥ アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合、THN及びTHNケイマンが対象者と締結している資本提携に関する契約における、対象者株式に関する合意事項の概要

アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合、THN、THNケイマン及び対象者は、平成19年1月30日付けで資本提携に関する契約を締結し、(i) THN又はTHNケイマンが対象者株式を第三者に対して譲渡する場合には3ヶ月前までに対象者に対して書面にて通知し、協議を行うこと、(ii) 対象者が通知後3ヶ月以内に代替案を書面にて提示し、THN及びTHNケイマンにおいて、当該代替案が通知した提案と同等以上の利益をTHN及びTHNケイマンに対してもたらすと判断した場合には、THN及びTHNケイマンは当該代替案に従うこと等を合意しているとのことです。

なお、対象者によれば、対象者は、当該合意に基づく協議の結果、THNが本THN応募契約を締結すること及びTHNケイマンが本THNケイマン応募契約を締結すること、並びにTHN及びTHNケイマンが対象者株式を本公開買付けに応募することについて、同意しているとのことです。

(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーであるニンバスアソシエーツ株式会社（以下「ニンバスアソシエーツ」といいます。）に対して、対象者株式の株式価値算定を依頼いたしました。なお、ニンバスアソシエーツは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。

ニンバスアソシエーツは、対象者の経営陣へのインタビュー、対象者に対するデュー・デリジェンスの結果及び本資本業務提携による相乗効果についての当社らへのインタビューを踏まえて、下記（注）の前提条件その他一定の前提条件のもと、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、対象者株式の株式価値算定を行い、当社は平成25年11月29日付で対象者株式の株式価値算定の結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社はニンバスアソシエーツから本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法：317円から322円

類似会社比較法：371円から379円

DCF法：340円から494円

市場株価法では、平成25年11月29日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日終値322円、直近1ヶ月の取引終値の単純平均値317円、直近3ヶ月の取引終値の単純平均値320円、直近6ヶ月の取引終値（平成25年7月12日までは大阪証券取引所市場第一部における対象者株式の終値、平成25年7月16日以降は東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値）の単純平均値321円を基

に、対象者株式の1株当たりの株式価値を317円から322円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や財務状況を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値を371円から379円までと算定しております。

DCF法では、対象者から当社が平成25年11月18日及びそれ以降に提供され、対象者プレスリリースにおいてその概要が公表された平成26年度以降の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）、本事業計画を参考に当社が検討した独自の業績見込み（なお、当該独自の業績見込みにおいて、本取引及び本資本業務提携による相乗効果を勘案しております。）、対象者の第44期第3四半期報告書に記載された平成25年9月20日までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成26年12月期以降の対象者の業績見込みに基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者株式の株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値を340円から494円までと算定しております。なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた対象者の業績見込みにおいては、大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、平成26年度においては平成25年度から続いている稼働客の減少及び円安によるコスト増加が引き続き見込まれるため更に減益が予想される一方、平成27年度以降については平成25年度下期より実施している稼働客増加及び収益性回復に向けた諸施策が、平成27年度においては部分的に、平成28年度においては全面的に寄与すること、増益が見込まれているためです。

当社は、ニンバスアソシエイツから取得した対象者株式の株式価値算定の結果を参考として、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社において実施した対象者に対するデュー・デリジェンスの結果、本資本業務提携がもたらすメリット、対象者株式の直近6ヶ月の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者及び本応募契約を締結しているUCC、THN及びTHNケイマンとの協議・交渉の経過等を総合的に勘案し、最終的に平成25年12月2日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり410円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年11月29日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値322円に対して27.33%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算について同じです。）、平成25年11月29日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値の単純平均値317円に対して29.34%、平成25年11月29日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値の単純平均値320円に対して28.13%、平成25年11月29日までの過去6ヶ月間の対象者株式の終値（平成25年7月12日までは大阪証券取引所市場第一部における対象者株式の終値、平成25年7月16日以降は東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値）の単純平均値321円に対して27.73%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。なお、本公開買付価格である1株当たり410円は、本書提出日の前営業日である平成25年12月2日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値317円に対して29.34%のプレミアムを加えた金額となります。

（注） ニンバスアソシエイツは、株式価値算定書並びにそれらの基礎となる対象者株式価値の算定に際し、当社及び対象者から提出を受けた情報、一般に公開された情報及びニンバスアソシエイツが検討の対象としたその他一切の情報が、全て正確かつ完全なものであり、誤解を生じさせるものでないこと等を前提としてこれらに依拠しており、独自にこれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。さらに、ニンバスアソシエイツは、対象者株式価値の算定に際し、対象者の経営陣その他の担当者並びに当社らの経営陣その他の担当者の説明を信頼し、それを前提としております。

ニンバスアソシエイツは、対象者の株式価値の算定及び検討に重大な影響を与える可能性がある事実又は事項でニンバスアソシエイツに対して未開示の事実又は事項がないことを前提としており、対象者株式価値の算定時点で開示のない事実又は事項及びそれ以降に発生する事実又は事項によっては、それらの事実又は事項が、対象者株式価値の算定結果に影響を与える可能性があります。

ニンバスアソシエイツは、対象者の資産及び負債（簿外の資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）につき独立した評価又は査定は行っておらず、第三者機関への評価又は査定の依頼

も行っておりません。

ニンバスアソシエイツは、対象者の事業、業務、財務状況、計画その他業績見込みに関する情報が、対象者の経営陣による対象者株式価値の算定時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、かつ、その予測に従って対象者の損益状況が推移すること、また当社との本資本業務提携契約の締結によって対象者において生じる相乗効果を考慮した対象者の業績見込みに関する情報が、対象者並びに当社らの経営陣その他の担当者による対象者株式価値の算定時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、かつ、その予測に従って対象者の損益状況が推移することを前提にし、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法に基づき対象者の株式価値を算定しております。業績見込み等において前提とした今後予測される事態や環境が業績見込み等の前提どおりにはならず、予測と実際の結果の差異が対象者の株式価値に対して影響を与えることがあります。ニンバスアソシエイツが実施した対象者株式価値の算定は、こうした業績見込み等の確実性の審査を目的としておらず、当該業績見込み等又はそれらの根拠となった前提については、何ら保証するものでもありません。

株式価値算定書は、当社又はその取締役会が本公開買付けを検討する際の参考情報として提供されるものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。また、ニンバスアソシエイツは、当社又はその取締役会に対し特定の買付価格について推奨しておらず、また特定の買付価格が唯一の適切な買付価格であることも推奨しておりません。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、その公正性を担保すべく、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるGCAサヴィアンに対し、対象者株式の価値算定を依頼し、平成25年11月29日付で株式価値算定の結果に関する株式価値算定書を取得しているとのことです。なお、GCAサヴィアンは、対象者及び当社の関連当事者には該当せず、対象者及び当社との間で重要な利害関係を有していないとのことです。また、対象者はGCAサヴィアンから本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、GCAサヴィアンは、対象者から事業の現状及び平成26年12月期以降の本事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を多面的に評価する観点から、市場株価法及びDCF法を用いて、対象者株式の株式価値算定を行ったとのことです。

対象者プレスリリースによれば、上記各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法：317円から322円

DCF法：338円から439円

対象者プレスリリースによれば、市場株価法では、平成25年11月29日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の株価及び取引量を観測して、基準日終値322円、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の直近1ヶ月の取引終値の単純平均値317円、直近3ヶ月の取引終値の単純平均値320円、直近6ヶ月の取引終値（平成25年7月12日までは大阪証券取引所市場第一部における対象者株式の終値、平成25年7月16日以降は東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値）の単純平均値321円及び第3四半期決算公表日翌営業日（平成25年10月28日）以降基準日までの取引終値の単純平均値317円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値を317円から322円までと算定したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、DCF法においては、対象者は、GCAサヴィアンによる対象者株式の価値算定にあたり、対象者が平成25年11月18日に取締役会で承認した、対象者のスタンドアローン・ベース（当社とのシナジー効果を織り込まず、対象者単独で事業を継続した場合）での将来の事業計画として、本事業計画を提出したとのことです。GCAサヴィアンは本事業計画の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより企業価値や対象者株式の株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を338円から439円までと算定したとのことです。なお、本事業計画では、平成26年12月期における売上高が2,050億円、営業損失が43億円、経常損失が43億円、平成27年12月期における売上高が2,279億円、営業利益が19億円、経常利益が24億円、平成28年12月期における売上高が2,439億円、営業利益が49億円、経常利益が56億円

となっているとのことです（いずれも連結ベース）。本事業計画において大幅な増減益（利益の増加又は減少見込みが30%以上である場合をいいます。）を見込む事業年度があるのは、平成26年度においては平成25年度から続いている稼働客の減少及び円安によるコスト増加が引き続き見込まれるため更に減益が予想される一方、平成27年度以降については平成25年度下期より実施している稼働客増加及び収益性回復に向けた諸施策が、平成27年度においては部分的に、平成28年度においては全面的に寄与することで、増益が見込まれているためとのことです。

（注） 対象者プレスリリースによれば、算定的前提条件は以下のとおりとのことです。

G C Aサヴィアンは、対象者株式の株式価値の算定に際し、当社及び対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、妥当性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者の関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成された最も合理的で説明可能な財務予測であることを前提としているとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会の意思決定過程における公正性を担保するための措置として、対象者、U C C、T H N、T H Nケイマン及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所から、本公開買付けに関する取締役会の意思決定の方法・過程について必要な法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引の実施を通じて、当社が対象者の総議決権の過半数を取得し、コンビニエンスストア、総合スーパー、百貨店、食品スーパー、フードサービス、金融サービス、I T／サービスなど多様な小売り形態を有する当社を含むセブン&アイHDグループと対象者グループが同一グループとなることで、強固な資本関係のもとで協力することができ、双方の経営資源のより円滑な相互活用、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値の創造・拡大が可能となり、対象者は当社を含むセブン&アイHDグループにおける全てのチャネルをシームレスに連携させながらお客様にアプローチしていくオムニチャネル戦略を共同で推進する中で、競合他社と差別化された商品やサービスの顧客への提案ができるとの判断に至ったことから、平成25年12月2日開催の取締役会において、湊谷恵雄氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格については、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるG C Aサヴィアンから取得した対象者株式の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、対象者株主の皆様が判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、平成25年12月2日開催の取締役会において、湊谷恵雄氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、その旨を決議したとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、上記の対象者取締役会には、スコット・トレバー・デイヴィス氏を除く対象者の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役のうち湊谷恵雄氏は当社と本U C C応募契約を締結しているU C Cの取締役を兼務しており、特別利害関係人に該当する可能性を否定できないため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の監査役のうち、スコット・トレバー・デイヴィス氏は当社の親会社であるセブン&アイHDの取締役を兼務しているため、同様の観点から、上記の対象者取

締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議には参加していないとのことです。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得予定

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成25年12月2日開催の対象者取締役会において、当社を引受先とし、公開買付け期間の終了後の平成26年1月29日から同年3月31日までを払込期間とする第三者割当ての方法による募集株式の発行（普通株式24,732,700株、払込価格は本公開買付け価格と同額である1株当たり410円、総額約10,140百万円）について決議しているとのことです。本第三者割当て増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当て増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの議決権割合を50.10%とするために必要な数の株式（但し、100株未満を切り上げた数）について払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当て増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式24,732,700株）のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。

さらに、対象者有価証券届出書等によれば、本第三者割当て増資により調達する資金については、対象者におけるオンラインショッピングサイトにおける使い勝手やポイント機能の改修などネット対応強化のためのIT投資資金として約2,000百万円、本資本業務提携に関連したセブン&アイHDグループ各社の店頭や各種媒体からの新規顧客開発費（カタログやネット・チラシ等のセブン&アイHDグループ顧客向けの顧客開発費用やプロモーション費用等）として約1,500百万円、通販商品のコンビニエンスストア受取やセブン&アイHDグループ各社との業務受委託などを実現することにより提携効果を最大化させるためのIT投資や物流投資資金として約1,500百万円、財務基盤強化のための金融機関からの借入金の返済資金として約5,077百万円（以上、合計約10,077百万円）を、それぞれ充当する予定であるとのことです。なお、上述のとおり、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当て増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式24,732,700株）のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。対象者有価証券届出書等によれば、その場合はセブン&アイHDグループから借入などの資金面での支援を受けることで、上記項目を実施していくとのことであり、この場合における支出予定時期に関しては、現時点では未定であるものの、資金調達の時期及び金額等を踏まえ、セブン&アイHDグループと協議し、それぞれの効果等を確認しながら、優先順位の高いものから実施する予定とのことです。

(6) 上場廃止となる見込み及びその理由

本書提出日現在、対象者の株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、当社は、30,786,100株（所有割合：50.74%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所第一部における上場を維持する方針です。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年12月3日（火曜日）から平成26年1月22日（水曜日）まで（30営業日）
公告日	平成25年12月3日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	1株につき金410円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーであるニンバスアソシエイツに対して、対象者株式の株式価値算定を依頼いたしました。なお、ニンバスアソシエイツは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。 ニンバスアソシエイツは、対象者の経営陣へのインタビュー、対象者に対するデュー・デリジェンスの結果及び本資本業務提携による相乗効果についての当社らへのインタビューを踏まえて、下記(注)の前提条件その他一定の前提条件のもと、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者株式の株式価値算定を行い、当社は平成25年11月29日付で対象者株式の株式価値算定の結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社はニンバスアソシエイツから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。 上記各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。 市場株価法：317円から322円 類似会社比較法：371円から379円 DCF法：340円から494円 市場株価法では、平成25年11月29日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者株式の基準日終値322円、直近1ヶ月の取引終値の単純平均値317円、直近3ヶ月の取引終値の単純平均値320円、直近6ヶ月の取引終値(平成25年7月12日までは大阪証券取引所市場第一部における対象者株式の終値、平成25年7月16日以降は東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値)の単純平均値321円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値を317円から322円までと算定しております。 類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や財務状況を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値を371円から379円までと算定しております。

	DCF法では、対象者から当社が平成25年11月18日及びそれ以降に提供され、対象者プレスリリースにおいてその概要が公表された本事業計画、本事業計画を参考に当社が検討した独自の業績見込み（なお、当該独自の業績見込みにおいて、本取引及び本資本業務提携による相乗効果を勘案しております。）、対象者の第44期第3四半期報告書に記載された平成25年9月20日までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成26年12月期以降の対象者の業績見込みに基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や対象者株式の株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値を340円から494円までと算定しております。なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた対象者の業績見込みにおいては、大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは、平成26年度においては平成25年度から続いている稼働客の減少及び円安によるコスト増加が引き続き見込まれるため更に減益が予想される一方、平成27年度以降については平成25年度下期より実施している稼働客増加及び収益性回復に向けた諸施策が、平成27年度においては部分的に、平成28年度においては全面的に寄与することで、増益が見込まれているためです。 当社は、ニンバスアソシエイツから取得した対象者株式の株式価値算定の結果を参考として、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、当社において実施した対象者に対するデュー・デリジェンスの結果、本資本業務提携がもたらすメリット、対象者株式の直近6ヶ月の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者及び本応募契約を締結しているUCC、THN及びTHNケイマンとの協議・交渉の経過等を総合的に勘案し、最終的に平成25年12月2日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり410円と決定いたしました。 なお、本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年11月29日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値322円に対して27.33%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算について同じです。）、平成25年11月29日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値の単純平均値317円に対して29.34%、平成25年11月29日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値の単純平均値320円に対して28.13%、平成25年11月29日までの過去6ヶ月間の対象者株式の終値（平成25年7月12日までは大阪証券取引所市場第一部における対象者株式の終値、平成25年7月16日以降は東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値）の単純平均値321円に対して27.73%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であります。なお、本公開買付価格である1株当たり410円は、本書提出日の前営業日である平成25年12月2日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値317円に対して29.34%のプレミアムを加えた金額となります。
--	--

算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) 当社を含むセブン&アイHDグループと対象者グループは、これまで長年に亘り様々な形で対話を繰り返して参りました。その過程で、両グループの企業文化の根幹に「お客様や商品を大切に、弛まぬ品質向上と、より高い価値を提供し続けることを目指す」という考え方が共通して存在することが確認できました。こうした流れを踏まえ、本年入り後、両グループにて、協業の可能性につき具体的な協議を開始するに至り、その議論を通じて、「共通する価値観を有する両グループが手を合わせ、補完性の高い双方の経営資源を有効活用することにより、新しい価値をお客様に提案することができる」との結論に達した次第であります。さらに、両グループの協業を本格的なものとするためには、「お互いを信頼し、共通の利益実現を目指して一心同体のパートナーとして業務を推進していけるよう、資本面でも関係を結ぶことが必要である」という観点でも一致しました。このため、平成25年9月頃、セブン&アイHDより、セブン&アイHDないし当社と対象者の間で資本業務提携を行い、対象者が当社の親会社であるセブン&アイHDの連結子会社になることを前提に、セブン&アイHDの完全子会社である当社が本公開買付けを実施する可能性について協議するための提案を行いました。その後、当社は、セブン&アイHDとともに、対象者との間で、資本業務提携の内容や方法等について慎重に協議・検討を行って参りました。この結果、当社は、対象者株式に対する本公開買付け及び第三者割当ての方法により対象者が発行する対象者株式の引受けを通じて、当社が対象者の総議決権の過半数を取得することにより、セブン&アイHDグループと対象者グループが同一グループとなり、強固な資本関係のもとで協力することが、双方の経営資源のより円滑な相互活用、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値の創造・拡大、セブン&アイHDグループ全体としてのオムニチャネル戦略の推進に資するとの判断に至ったことから、平成25年12月2日、本資本業務提携契約を締結し、対象者を当社の子会社及びセブン&アイHDの連結子会社にすることを決定いたしました。 上記を踏まえ、当社は、平成25年12月2日、本公開買付けを実施することを決定し、本公開買付価格を、以下の経緯により決定いたしました。 ① 算定の際に意見を聴取した第三者の名称 当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーであるニンバスアソシエイツから取得した対象者株式の株式価値算定の結果を参考にいたしました。なお、当社は、ニンバスアソシエイツから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。 ② 当該意見の概要 ニンバスアソシエイツは、対象者の経営陣へのインタビュー、対象者に対するデュー・デリジェンスの結果及び本資本業務提携による相乗効果についての当社らへのインタビューを踏まえて、下記（注）の前提条件その他一定の前提条件のもと、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者株式の株式価値算定を行い、当社は平成25年11月29日付で対象者株式の株式価値算定の結果に関する株式価値算定書を取得いたしました。 上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。 市場株価法：317円から322円 類似会社比較法：371円から379円 DCF法：340円から494円
-------	--

	③ 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯 当社は、ニンバスアソシエイツから取得した対象者株式の株式価値算定の結果を参考として、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社において実施した対象者に対するデュー・デリジェンスの結果、本資本業務提携がもたらすメリット、対象者株式の直近6ヶ月の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者及び本応募契約を締結しているUCC、THN及びTHNケイマンとの協議・交渉の経過等を総合的に勘案し、最終的に平成25年12月2日開催の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり410円と決定いたしました。
--	--

(注) ニンバスアソシエイツは、株式価値算定書並びにそれらの基礎となる対象者株式価値の算定に際し、当社及び対象者から提出を受けた情報、一般に公開された情報及びニンバスアソシエイツが検討の対象としたその他一切の情報が、全て正確かつ完全なものであり、誤解を生じさせるものでないこと等を前提としてこれらに依拠しており、独自にこれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、独自にその検証を行う責任も義務も負っておりません。さらに、ニンバスアソシエイツは、対象者株式価値の算定に際し、対象者の経営陣その他の担当者並びに当社らの経営陣その他の担当者の説明を信頼し、それを前提としております。

ニンバスアソシエイツは、対象者の株式価値の算定及び検討に重大な影響を与える可能性がある事実又は事項でニンバスアソシエイツに対して未開示の事実又は事項がないことを前提としており、対象者株式価値の算定時点で開示のない事実又は事項及びそれ以降に発生する事実又は事項によっては、それらの事実又は事項が、対象者株式価値の算定結果に影響を与える可能性があります。

ニンバスアソシエイツは、対象者の資産及び負債（簿外の資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）

につき独立した評価又は査定は行っており、第三者機関への評価又は査定の依頼も行っておりません。

ニンバスアソシエイツは、対象者の事業、業務、財務状況、計画その他業績見込みに関する情報が、対象者の経営陣による対象者株式価値の算定時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、かつ、その予測に従って対象者の損益状況が推移すること、また当社との本資本業務提携契約の締結によって対象者において生じる相乗効果を考慮した対象者の業績見込みに関する情報が、対象者並びに当社らの経営陣その他の担当者による対象者株式価値の算定時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、かつ、その予測に従って対象者の損益状況が推移することを前提にし、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法に基づき対象者の株式価値を算定しております。業績見込み等において前提とした今後予測される事態や環境が業績見込み等の前提どおりにはならず、予測と実際の結果の差異が対象者の株式価値に対して影響を与えることがあります。ニンバスアソシエイツが実施した対象者株式価値の算定は、こうした業績見込み等の確実性の審査を目的としておらず、当該業績見込み等又はそれらの根拠となった前提については、何ら保証するものでもありません。

株式価値算定書は、当社又はその取締役会が本公開買付けを検討する際の参考情報として提供されるものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。

また、ニンバスアソシエイツは、当社又はその取締役会に対し特定の買付価格について推奨しておらず、また特定の買付価格が唯一の適切な買付価格であることも推奨しておりません。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
30,786,100 (株)	18,444,400 (株)	30,786,100 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(18,444,400株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(30,786,100株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	307,861
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月3日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月3日現在)(個)(g)	184,444
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年6月20日現在)(個)(j)	606,301
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数の占める割合(a/j)(%)	50.74
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))) \times 100$)(%)	65.71

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(30,786,100株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月3日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年6月20日現在)(個)(j)」は、対象者の第44期第3四半期報告書に平成25年6月20日現在の対象者の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)として記載している数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数の占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、上記四半期報告書に記載された平成25年9月20日現在の対象者株式の発行済株式総数(63,473,832株)か

ら、対象者の第44期第3四半期決算短信に記載された平成25年9月20日現在の対象者の保有する自己株式数（2,797,707株）を控除した株式数（60,676,125株）に係る議決権数（606,761個）を分母として計算しております。

（注4） 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（注5） 本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成25年12月3日現在）（個）（g）」のうち約50.74%に相当する議決権の数（93,587個）は分子に加算しておりません。これは、本公開買付けにおける買付予定数の上限を勘案し、仮に対象者の発行済株式総数（自己株式数を除く）の全てが本公開買付けに応募されたとすれば、あん分比例の方式による計算の結果、本公開買付けによって買い付けられることとなる特別関係者の所有株券等の割合は約50.74%と計算できるためです。なお、約50.74%という数字は、本公開買付けにおける買付予定数の上限（30,786,100株）を、対象者の第44期第3四半期報告書に記載された平成25年9月20日現在の対象者株式の発行済株式総数（63,473,832株）から対象者の第44期第3四半期決算短信に記載された平成25年9月20日現在の対象者の保有する自己株式数（2,797,707株）を控除した株式数（60,676,125株）で除して算出したものです。なお、UCCは当社に対し、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会（本定時株主総会を含みます。）が開催され、当該株主総会において剰余金の配当議案が提案された場合において、別途当社の指示がない限り、当該議案に対して一切の動議を提出せず、本公開買付けに係る買付けの対象となったか否かにかかわらず、UCC応募対象株式に関して、当該議案及び当該議案に対する全ての動議に反対する（但し、対象者が提案する剰余金の配当議案の原案に賛成することは許容されます。）ことを合意しているため、本書提出日現在においてUCCは当社の特別関係者に該当しておりますが、当社とUCCは、上記合意に起因して当社が本公開買付けを当社の企図した条件で実施することができないこととなる場合であって、当社がUCCに対して本公開買付けに係る買付期間の末日の15営業日前までに書面による通知を行った場合には、上記合意は効力を失う旨も合意しており、これに従って上記合意が効力を失った場合には、UCCは当社の特別関係者には該当しなくなります。この場合、「買付け等を行った後における株券等所有割合」は上記表に記載の数値から変動しますが、そのような場合でも、当該数値が66.67%以上となることはありません。

（注6） 対象者は、平成25年12月2日開催の対象者取締役会において、本第三者割当増資について決議しているとのことです。本第三者割当増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの議決権割合を50.10%とするために必要な数の株式（但し、100株未満を切り上げた数）について払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式24,732,700株）のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。

6【株券等の取得に関する許可等】

（1）【株券等の種類】

普通株式

（2）【根拠法令】

当社は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本株式取得」といいます。）の前に、本株式取得に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出が受理された日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは本株式取得をすることができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を

命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

当社は、本株式取得に関して、平成25年12月2日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、本株式取得に関しては、原則として平成26年1月1日の経過をもって、取得禁止期間は終了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「（2）公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、当社は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

（３）【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

７【応募及び契約の解除の方法】

（１）【応募の方法】

① 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注１）

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト

(<https://nc.nomura.co.jp/>)（以下「インターネットサービス」といいます。）にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

ます。

- ④ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。
- ⑤ 外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。
- ⑥ 居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）
- ⑦ 応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。なお、野村ネット&コールにおいてインターネットサービスを利用して応募した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上の表示となります。
- ⑧ 応募株券等の全部又は一部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注1） ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人

＜発行から6ヶ月以内の原本＞

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

＜有効期限内の原本＞

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの）

福祉手帳（各種） 旅券（パスポート） 国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの）

在留カード 特別永住者証明書

※本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

※本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

①本人確認書類そのものの有効期限 ②申込書に記載された住所・氏名・生年月日

※郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人

登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

※本人特定事項 ①名称 ②本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主

外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コー

ルのウェブサイト (<https://nc.nomura.co.jp/>)、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト (<https://nc.nomura.co.jp/>) 上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。）。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	12,622,301,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	85,000,000
その他(c)	6,000,000
合計(a) + (b) + (c)	12,713,301,000

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄には、買付予定数(30,786,100株)に1株当たりの買付価格(410円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
—	—
計(a)	—

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
計			—

③【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計 (b)				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
金融関連事業	株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター （東京都千代田区二番町8番地8）	買付等に要する資金の借入れ（注）	14,000,000
計 (c)			14,000,000

（注） 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンターは、当社の親会社であるセブン&アイHDが議決権の100%を所有する同社の子会社です。当社は上記金額の裏付けとして、株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンターから、当社と別途協議の上定める具体的な貸付条件（金利・期間等）により、140億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書（本書の添付書類）を平成25年11月26日付で取得しております。融資に係る条件は融資証明書に記載されております。なお、当社は、株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンターに融資のための資金力があることを同社の預金残高により確認しております。

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計 (d)	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

14,000,000千円（(a) + (b) + (c) + (d)）

（3）【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

（1）【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（2）【決済の開始日】

平成26年1月29日（水曜日）

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（18,444,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（30,786,100株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしツ、第3号イないしチ及びヌ、第4号、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ツに定める「イからソまでに掲げる事実に至る事実」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度（第43期事業年度（平成23年12月21日から平成24年12月20日まで））の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の約10%に相当する額（24億8,430万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについて決定をした場合をいい、また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に至る

ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、前記「6 株券等の取得に関する許可等」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は、独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（注）ご参考：対象者の第44期第3四半期報告書に記載された平成25年9月20日現在の発行済株式総数（63,473,832株）から、対象者の第44期第3四半期決算短信に記載された平成25年9月20日現在の対象者の保有する自己株式数（2,797,707株）を控除した株式数（60,676,125株）を前提とすると、1株当たりの配当額は約40.94円（小数点以下第3位を四捨五入しております。）となります。

（3）【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

（4）【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2)契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

（5）【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

（6）【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付け期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付け届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

①【会社の沿革】

平成20年7月	東京都千代田区二番町8番地8にセブン&アイHDグループのIT／サービス事業分野の全体統括を担う中間持株会社として設立 (社名：株式会社セブン&アイ・ネットメディア、資本金の額：10百万円)
9月	株式会社セブン・イレブン・ジャパンが保有するセブンアンドワイ株式会社(現株式会社セブンネットショッピング)及び株式会社セブンドリーム・ドットコム(現株式会社セブンネットショッピング)の全株式を吸収分割方式により取得
平成21年1月	セブン&アイHDへの新株の割当てにより増資(資本金の額：325百万円) 当社、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ミレニウムリテイリング(現株式会社そごう・西武)4社の共同出資により株式会社セブンカルチャーネットワークを設立
2月	セブン&アイHDへの新株の割当てにより増資(資本金の額：665百万円)
3月	株式会社セブン・イレブン・ジャパン及び株式会社イトーヨーカ堂が保有する株式会社セブン&アイ出版の全株式を吸収分割方式により取得
12月	当社、セブン&アイHD、株式会社セブン・イレブン・ジャパン3社によりぴあ株式会社に出資
平成22年2月	セブン&アイHDへの新株の割当てにより増資(資本金の額：1,165百万円)
6月	当社、株式会社セブンドリーム・ドットコム2社により、株式会社リンクステーションに出資
10月	セブン&アイHDへの新株の割当てにより増資(資本金の額：4,165百万円)
11月	株式会社セブンネットショッピングへ第三者割当ての引受けにより追加出資
12月	株式会社セブンカルチャーネットワークへ第三者割当ての引受けにより追加出資
平成23年10月	セブン&アイHDへの新株の割当てにより増資(資本金の額：7,665百万円)
平成24年3月	株式会社セブンカルチャーネットワークへ第三者割当ての引受けにより追加出資

②【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) インターネットホームページ等を媒体とする、仮想店舗の経営
- (2) 地上テレビ放送・衛星テレビ放送およびインターネット、ケーブルテレビ、通信衛星などの通信ネットワークを使用した通信販売業務、販売代理業務および決済処理に関する業務
- (3) 暗号システムによるデータの保管および利用者認証サービスならびに電子決済処理サービス
- (4) 通信ネットワークを利用した顧客管理および代行業務
- (5) インターネット等の通信システムを利用した情報の収集、処理および販売、ならびに各種情報提供サービス
- (6) 米、酒類その他飲食物品の製造、加工、卸売および販売業
- (7) 日用雑貨品、生花、スポーツ用品、衣類、寝具、玩具、文具、ゲーム用ソフトウェア等の製造、加工、卸売および販売業
- (8) 書籍、雑誌、新聞等の印刷物および電子出版物の企画、開発、製作、輸出入、売買および賃貸
- (9) 映画の企画、製作、購入、販売、興行、配給および輸出入
- (10) ディービーディー、シーディーロム、コンパクトディスク、ビデオテープ等のニューメディアを媒体とする映像ソフト、音声ソフトおよび、レコード、音楽テープ等の録音物の企画、開発、製作、輸出入、売買、賃貸およびこれらによる放送・通信サービスの提供
- (11) モバイルコンテンツの開発・運営およびこれらの受託、ライセンスの配信ならびにモバイル公告の配信

- (12) キャラクター商品（著作物・標章および個性的な名称や特徴を有している人物・動物等の画像を付したものの）の企画、製造、製造委託、販売および斡旋
- (13) 各種チケット、当せん金付証票法に基づく当せん金付証票等の売捌および取次業
- (14) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業および生命保険募集業、その他保険媒介代理業、保険サービス業
- (15) 広告の取扱いおよび広告表現に関する企画、制作、販売および広告代理店業
- (16) 芸能、スポーツ、音楽、演劇、美術、科学、文化公演等催物の企画、制作、興行、仲介および放送事業に関係ある教育・厚生・文化事業の経営
- (17) 各種イベントの企画、製作および主催
- (18) 物品の輸送および保管に関する業および宅配便の委託取次業務
- (19) 海外商取引の代理ならびに輸出入およびその代理業
- (20) コンピュータハードウェア、ソフトウェアの開発、販売、輸出入および賃貸ならびにその取次業
- (21) 特許権、実用新案権、商標権、意匠権および著作権等の無体財産権の売買、賃貸、使用許諾その他管理業務
- (22) 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、鑑定、建設および修理に関する業
- (23) 放送・通信業務に係る設備・機器、厨房・店舗設備、空調設備、自動販売機、什器備品その他動産の売買、賃貸、鑑定、および修理に関する業
- (24) 古物営業
- (25) 旅行業
- (26) 市場調査の企画・実施および企画・実施の受託
- (27) 放送番組の企画、製作、請負および販売
- (28) 放送番組および映画に関わるセットデザイン、装飾およびコンピュータグラフィックス等の企画・制作
- (29) 放送関連技術、情報通信機器ならびにその利用技術の開発、請負、指導および販売
- (30) レコード・映像ライブラリーの運営および管理
- (31) 録音・録画スタジオの運用および管理
- (32) 飲食店・興行場・遊技場・映画館・プレイガイド・展示会場の経営
- (33) コンピュータシステムによる計算業務の受託およびコンピュータ入力用データファイル作成業務の受託ならびに電子計算機室運営管理業務の受託
- (34) コンピュータ、その周辺機器、関連機器およびそのソフトウェアの利用に関するサービスの提供ならびにコンサルティング業務
- (35) 歌手、タレントおよび俳優の発掘および育成に関する業務
- (36) 各種委託取次業
- (37) その他商業
- (38) 前各号に附帯または関連する一切の事業

事業の内容

当社は、セブン&アイHDの連結子会社4社及び関連会社3社とともに、インターネットによる商品の販売及びサービスの提供、店頭設置端末によるチケット等の各種サービスの提供、文化教室の運営、旅行の企画及び販売、ファッション・生活総合情報誌の出版などのセブン&アイHDグループのIT／サービス事業を主な事業として営んでおります。

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成25年12月3日現在

資本金の額	発行済株式の総数
7,665,000,000円	306,400株

④【大株主】

平成25年12月3日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合 (%)
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	東京都千代田区二番町8番地8	306	100.00
計	—	306	100.00

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

平成25年12月3日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	—	後藤 克弘	昭和28年12月20日	平成元年7月 ㈱セブン・イレブン・ジャパン入社 平成14年5月 ㈱イトーヨーカ堂 取締役 秘書室長 平成17年9月 ㈱セブン&アイ・ホールディングス 取締役 最高管理責任者 (C A O) (現任) 平成18年3月 ㈱イトーヨーカ堂 (新設会社) 取締役 (現任) 平成18年5月 ㈱セブン&アイ・ホールディングス 常務執行役員 (現任) 平成20年7月 当社 代表取締役社長 (現任) 平成21年8月 ㈱そごう・西武 取締役 (現任) 平成23年4月 ㈱セブン&アイ・ホールディングス システム企画部シニアオフィサー (現任)	—
取締役	—	鈴木 康弘	昭和40年2月28日	平成11年8月 イー・ショッピングブックス㈱ (現㈱セブンネットショッピング) 取締役 平成12年6月 同社 代表取締役社長 (現任) 平成16年11月 イーエスブックス・リサーチ㈱ 代表取締役社長 (現任) 平成20年7月 当社 取締役 (現任) 平成21年3月 ㈱セブン&アイ出版 取締役 (現任)	—
取締役	—	青木 繁忠	昭和29年2月26日	昭和52年3月 ㈱イトーヨーカ堂入社 平成20年7月 当社 取締役 (現任) 平成20年9月 セブンアンドワイ㈱ (現㈱セブンネットショッピング) 取締役 平成21年1月 ㈱セブンカルチャーネットワーク 代表取締役社長 平成23年3月 ㈱イトーヨーカ堂 取締役 常務執行役員 販売促進部長 (現任) 平成23年5月 ㈱セブン&アイ出版 代表取締役社長 (現任)	—

平成25年12月3日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
取締役	—	鎌田 靖	昭和33年10月5日	昭和57年3月 平成16年10月 平成20年5月 平成20年7月 平成20年9月 平成21年5月 平成23年5月	(株)セブン-イレブン・ジャパン入社 (株)セブン-イレブン・ジャパン 執行役員 商品本部雑貨部長 セブンアンドワイ(株) (現(株)セブンネットショッピング) 取締役 (現任) 当社 取締役 (現任) (株)セブンドリーム・ドットコム 代表取締役社長 (株)セブン&アイ出版 取締役 (現任) (株)セブン-イレブン・ジャパン 取締役 常務執行役員 商品本部長 (現任)	—
取締役	—	松本 隆	昭和27年6月26日	昭和50年4月 平成21年8月 平成22年1月 平成23年2月 平成23年4月 平成23年5月 平成25年3月 平成25年5月	(株)西武百貨店入社 (株)そごう・西武 取締役 執行役員 同社 取締役 常務執行役員 同社 取締役 専務執行役員 (株)セブンCSカードサービス 取締役 (現任) 当社 取締役 (現任) (株)そごう・西武 代表取締役社長 (現任) (株)セブン&アイ・ホールディングス 取締役 (現任)	—
監査役	—	小林 強	昭和32年8月12日	平成16年2月 平成17年9月 平成20年7月 平成21年5月 平成24年5月	(株)セブン-イレブン・ジャパン入社 (株)セブン&アイ・ホールディングス 執行役員 経営企画部 シニアオフィサー (現任) 当社 監査役 (現任) (株)セブン&アイ・ホールディングス 取締役 海外企画部 シニアオフィサー (現任) 同社 事業推進部シニアオフィサー (現任)	—
計						—

(2) 【経理の状況】

当社の第5期事業年度（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第5期事業年度（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）の計算書類について、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人より監査を受けておりますが、本書に記載する当社の第5期事業年度（平成24年3月1日から平成25年2月28日まで）の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	第5期事業年度 (平成25年2月28日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,982,863
仕掛品	420,233
前払費用	5,099
繰延税金資産	1,814
未収入金 ※1	29,707
流動資産合計	2,439,717
固定資産	
有形固定資産	
建物	435
減価償却累計額	△45
建物（純額）	390
工具、器具及び備品	258
減価償却累計額	△96
工具、器具及び備品（純額）	161
建設仮勘定	309,752
有形固定資産合計	310,303
無形固定資産	
ソフトウェア	14,313
ソフトウェア仮勘定	1,198,255
無形固定資産合計	1,212,569
投資その他の資産	
投資有価証券	985,170
関係会社株式	12,463,703
長期前払費用	31,058
長期差入保証金	1,319
投資その他の資産合計	13,481,251
固定資産合計	15,004,124
資産合計	17,443,842

(単位：千円)

	第5期事業年度 (平成25年2月28日)
負債の部	
流動負債	
未払金 ※1	1,947,549
未払費用	3,476
未払法人税等	3,513
賞与引当金	681
流動負債合計	1,955,220
固定負債	
繰延税金負債	88,404
固定負債合計	88,404
負債合計	2,043,624
純資産の部	
株主資本	
資本金	7,665,000
資本剰余金	
資本準備金	7,655,000
その他資本剰余金	1,571,249
資本剰余金合計	9,226,249
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△1,650,681
利益剰余金合計	△1,650,681
株主資本合計	15,240,567
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	159,650
評価・換算差額等合計	159,650
純資産合計	15,400,217
負債純資産合計	17,443,842

②【損益計算書】

(単位：千円)

		第5期事業年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)
営業収益		
受取配当金収入	※1	25,840
経営管理料収入	※1	9,156
営業収益合計		34,996
販売費及び一般管理費		
従業員給与・賞与		86,958
賞与引当金繰入額		681
地代家賃		11,148
減価償却費		2,900
支払手数料		31,639
ソフトウェア賃借料		10,576
その他		16,151
販売費及び一般管理費合計		160,054
営業損失(△)		△125,058
営業外収益		
受取利息	※1	8,480
受取配当金		2,114
その他		137
営業外収益合計		10,731
営業外費用		
雑損失	※1	910
営業外費用合計		910
経常損失(△)		△115,237
税引前当期純損失(△)		△115,237
法人税、住民税及び事業税		△43,197
法人税等調整額		△281
法人税等合計		△43,479
当期純損失(△)		△71,758

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第5期事業年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	7,665,000
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	7,665,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	7,655,000
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	7,655,000
その他資本剰余金	
当期首残高	1,571,249
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	1,571,249
資本剰余金合計	
当期首残高	9,226,249
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	9,226,249
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△1,578,923
当期変動額	
当期純損失(△)	△71,758
当期変動額合計	△71,758
当期末残高	△1,650,681
利益剰余金合計	
当期首残高	△1,578,923
当期変動額	
当期純損失(△)	△71,758
当期変動額合計	△71,758
当期末残高	△1,650,681
株主資本合計	
当期首残高	15,312,325
当期変動額	
当期純損失(△)	△71,758
当期変動額合計	△71,758
当期末残高	15,240,567

(単位：千円)

	第5期事業年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△85,481
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	245,131
当期変動額合計	245,131
当期末残高	159,650
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△85,481
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	245,131
当期変動額合計	245,131
当期末残高	159,650
純資産合計	
当期首残高	15,226,844
当期変動額	
当期純損失（△）	△71,758
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	245,131
当期変動額合計	173,373
当期末残高	15,400,217

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。

未収入金 29,665千円

未払金 1,799,527千円

2. 偶発債務

債務保証は次のとおりであります。

関係会社である株式会社セブンカルチャーネットワークの営業債務に対するもの

5,240千円

(損益計算書関係)

※ 1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

受取配当金収入	25,840千円
経営管理料収入	9,156千円
受取利息	5,346千円
雑損失	910千円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式 (株)	306,400	—	—	306,400

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、投資有価証券はすべて株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

当社では親会社グループの「リスク管理の基本規程」において、リスク管理部署を定め、リスク管理を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,982,863	1,982,863	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	985,170	985,170	—
(3) 未払金	1,947,549	1,947,549	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金及び(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価については取引所の価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式 12,463,703千円

関係会社株式については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	1,982,863	—	—

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式12,331,789千円、関連会社株式131,913千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	985,170	737,116	248,054
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	1,597,255千円
繰越欠損金	65,707千円
未払事業税	1,486千円
未払金	1,425千円
その他	343千円

繰延税金資産小計	1,666,217千円
----------	-------------

評価性引当額	△1,664,403千円
--------	--------------

繰延税金資産合計	1,814千円
----------	---------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△88,404千円
--------------	-----------

繰延税金負債合計	△88,404千円
----------	-----------

繰延税金資産（負債）の純額	△86,590千円
---------------	-----------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

１．財務諸表提出会社の親会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱セブン&アイ・ホールディングス	東京都千代田区	50,000,000	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	経営管理	経営管理料の受取	9,156	未収入金	826

２．財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱セブンネットショッピング	東京都千代田区	5,500,016	その他の事業	(所有) 直接 85.2%	資金の貸付	資金の貸付	600,000	—	—
							貸付金の回収	1,200,000	—	—
							利息の受取	5,346	—	—
						グループウェア移管	仕掛品及び固定資産の購入(注3)	1,712,193	未払金	1,797,802
						増資の引受	増資の引受(注4)	4,000,031	—	—
子会社	㈱セブンカルチャーネットワーク	東京都千代田区	1,650,000	その他の事業	(所有) 直接 91.8%	増資の引受	増資の引受(注4)	1,500,000	—	—

３．財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	㈱イトーヨーカ堂	東京都千代田区	40,000,000	スーパーストア事業	なし	社員の出向	出向料の支払い	89,453	未払金	7,527
									賞与引当金	681
									未払費用	3,144
同一の親会社を持つ会社	㈱セブン&アイ・フィナンシャルセンター	東京都千代田区	10,000	金融関連事業	なし	資金預託	預け金の回収	2,500,000	—	—
							利息の受取	2,304	—	—

(注) １．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

３．取引金額については、独立した第三者機関が算定した価格等を総合的に考慮し、決定したものであります。

４．増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

５．㈱セブンネットショッピングは、平成24年10月1日付で㈱セブンインターネットラボを吸収合併しております。取引金額は、合併日までの㈱セブンインターネットラボとの取引を含む金額であります。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産 50,261.80円

1株当たり当期純損失金額(△) 234.19円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失金額(千円)	△71,758
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純損失金額(千円)	△71,758
期中平均株式数(株)	306,400

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【四半期報告書又は半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項はありません。

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年12月3日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	184,444 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	184,444	—	—
所有株券等の合計数	184,444	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(平成25年12月3日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	184,444 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	184,444	—	—
所有株券等の合計数	184,444	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(平成25年12月 3 日現在)

氏名又は名称	ユーシーシーホールディングス株式会社
住所又は所在地	神戸市中央区多聞通五丁目 1 番 6 号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行なっているとのことである。) 東京都港区新橋六丁目 1 番11号
職業又は事業の内容	珈琲、食品その他の事業を営む会社の株式等を所有することによる当該会社等の事業活動の支配及び管理並びにこれに附帯関連する事業
連絡先	連絡者 取締役副社長 財務経理本部担当 志村 康昌 連絡場所 東京都港区新橋六丁目 1 番11号 電話番号 03 (5400) 5633
公開買付者との関係	本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催され、当該株主総会において剰余金の配当議案が提案された場合において、別途公開買付者の指示がない限り、当該議案に対して一切の動議を提出せず、本公開買付けに係る買付けの対象となったか否かにかかわらずUCC応募対象株式に関して、当該議案及び当該議案に対する全ての動議に反対する（但し、対象者が提案する剰余金の配当議案の原案に賛成することは許容される）ことを、公開買付者との間で合意（但し、当該合意に起因して公開買付者が本公開買付けを公開買付者の企図した条件で実施することができないこととなる場合であって、公開買付者が本公開買付けに係る買付期間の末日の15営業日前までに書面による通知を行った場合には、当該合意は効力を失う旨も合意）している者。

(平成25年12月 3 日現在)

氏名又は名称	合同会社THN
住所又は所在地	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号虎ノ門タワーズオフィス17階
職業又は事業の内容	1. 有価証券の取得、保有、運用、管理及び売買 2. 経営コンサルティング 3. 前各号に付帯する一切の事業
連絡先	連絡者 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合 弁護士 高田 誠 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号虎ノ門タワーズオフィス17階 電話番号 03-5425-8202
公開買付者との関係	本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催され、当該株主総会において剰余金の配当議案が提案された場合において、別途公開買付者の指示がない限り、当該議案に対して一切の動議を提出せず、本公開買付けに係る買付けの対象となったか否かにかかわらずTHN応募対象株式に関して、当該議案及び当該議案に対する全ての動議に反対する（但し、対象者が提案する剰余金の配当議案の原案に賛成することは許容される）ことを、公開買付者との間で合意している者。

(平成25年12月 3 日現在)

氏名又は名称	THN Cayman, Inc. (ディーエイチエヌ ケイマン インク)
住所又は所在地	ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、サウスチャーチストリート、ア グランドハウス、私書箱309G T (PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands)
職業又は事業の内容	有価証券の取得、保有、運用、管理及び売買、経営コンサルティング
連絡先	連絡者 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合 弁護士 高田 誠 連絡場所 東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号虎ノ門タワーズオフィス17階 電話番号 03-5425-8202
公開買付者との関係	本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利 行使の基準日とする対象者の株主総会が開催され、当該株主総会において剰余金の配 当議案が提案された場合において、別途公開買付者の指示がない限り、当該議案に対 して一切の動議を提出せず、本公開買付けに係る買付けの対象となったか否かにかか わらずTHNケイマン応募対象株式に関して、当該議案及び当該議案に対する全ての 動議に反対する（但し、対象者が提案する剰余金の配当議案の原案に賛成することは 許容される）ことを、公開買付者との間で合意している者。

②【所有株券等の数】

ユーシーシーホールディングス株式会社

(平成25年12月 3 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	126,835 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	126,835	—	—
所有株券等の合計数	126,835	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

合同会社THN

(平成25年12月 3 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	35,160 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	35,160	—	—
所有株券等の合計数	35,160	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

THN Cayman, Inc. (ティーエイチエヌ ケイマン インク)

(平成25年12月 3 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	22,449 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	22,449	—	—
所有株券等の合計数	22,449	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(1) 本UCC応募契約の概要

本公開買付けに際し、当社は、対象者の筆頭株主であるUCCとの間で、平成25年12月 2 日付で本UCC応募契約を締結しております。本UCC応募契約の概要は下記のとおりです。

(ア) 前提条件等

本UCC応募契約においては、(i) 当社による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法に開始されており、かつ、撤回されていないこと、(ii) 当社がUCCに対して表明及び保証する事項(注1)について重大な誤りが存在しないこと、(iii) 当社が本公開買付けに係る買付期間の末日までに履行又は遵守すべき本UCC応募契約上の義務(注2)が重要な点において全て履行又は遵守されていること、

(iv) 司法・行政機関等に対して、本公開買付けへのUCCの応募を制限もしくは禁止し、又は、当該応募が法令等に違反する旨を指摘する、いかなる申立て、訴訟又は手続(但し、当該申立て、訴訟又は手続における申立人等の主張が合理的な根拠に基づくものでないことが明らかな場合を除きます。)も係属し

ておらず、かつ、当該応募を制限もしくは禁止し、又は当該応募が法令等に違反しており、もしくは法令等に違反するおそれがある旨を指摘する、いかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等も存在していないことを前提条件として、UCCが、UCC応募対象株式の全部について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、上記の前提条件が満たされない場合であっても、UCCがその裁量により本公開買付けに応募することは妨げられません。

もっとも、本公開買付けの買付期間の末日までの間に対抗公開買付けが開始され、当該対抗公開買付けに係る対象者株式の買付価格が本公開買付けに係る買付価格を10%以上上回っている場合には、UCCは本公開買付けに応募する義務を免れ、対抗公開買付けに応募することができるものとされております。

- (注1) 当社は、本UCC応募契約において、UCCに対して、本UCC応募契約締結日、本公開買付けの開始日及び本公開買付けの決済開始日において（但し、基準となる日付が明示されている事項については当該日付において）、（i）当社の適法かつ有効な設立及び存続、並びに現在行っている事業を行うために必要な権利能力及び行為能力の保有、（ii）当社の本UCC応募契約の適法かつ有効な締結及び履行に必要な権限及び権能の保有、並びに当社による本UCC応募契約の締結及び履行に必要な社内手続の履践等、（iii）本UCC応募契約の適法かつ有効な締結、当社に対する強制執行可能性等、（iv）本UCC応募契約の締結及び履行のために当社において必要とされる許認可等の適時の適法かつ有効な取得又は履践、（v）本UCC応募契約の締結及び履行の法令等、当社の定款その他の社内規則、司法・行政機関等の判断等との抵触の不存在、当社による本UCC応募契約の締結及び履行を妨げることとなる裁判又は行政手続の不存在、並びに、当社による本UCC応募契約の締結及び履行が当社が当事者となっている契約等について債務不履行事由等を構成しないこと、並びに、（vi）本公開買付けの決済開始日において、当社が本公開買付けにおける買付け等に要する資金の支払いに足る十分な資金を有していること、について表明及び保証しております。

- (注2) 当社は、本UCC応募契約において、本公開買付けに係る買付期間の末日までに履行又は遵守すべき義務として、本公開買付けを実施する義務、当社の表明保証についての誤りが判明した場合の通知義務、秘密保持義務、本公開買付けに関する公表に先立つ協議・同意取得義務、本UCC応募契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止義務のほか、対象者株式の取得に関し、独占禁止法に基づき必要とされる手続を法令等に定められた期限までに行う義務を負っております。

(イ) 議決権等の行使

本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会（本定時株主総会を含みます。）において、UCCは、本公開買付けにおいて当社がUCCから買い付けた対象者株式について、法令等に基づき可能な範囲で、当社の選択に従い、（i）当社もしくは当社の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は（ii）当社の指示に従って議決権その他一切の権利を行使するものとするを合意しております。

また、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会（本定時株主総会を含みます。）が開催され、当該株主総会において剰余金の配当議案が提案された場合において、UCCは、別途当社の指示がない限り、当該議案に対して一切の動議を提出せず、本公開買付けに係る買付けの対象となったか否かにかかわらず、UCC応募対象株式に関して、当該議案及び当該議案に対する全ての動議に反対する（但し、対象者が提案する剰余金の配当議案の原案に賛成することは許容されます。）ことを合意しております。但し、当該合意に起因して、当社が本公開買付けを当社の企図した条件で実施することができないこととなる場合であって、当社がUCCに対して本公開買付けに係る買付期間の末日の15営業日前までに書面による通知を行った場合には、当該合意は効力を失うことも合意しております。

(ウ) 交渉等の禁止

UCCは、本UCC応募契約締結日から本公開買付けの決済開始日までの間、UCC応募対象株式の譲渡、担保設定その他の処分、又は本公開買付けと抵触もしくは本公開買付けの実行を困難にする取引に関する合意もしくはかかる合意に向けた申込み、申込みの誘引、勧誘、協議、交渉もしくは情報提供を行わないことを合意しております。もっとも、本公開買付けの買付期間の末日までの間に対抗公開買付けが開始され、当該対抗公開買付けに係る対象者株式の買付価格が本公開買付けに係る買付価格を10%以上上

回っている場合には、UCCは当該義務を免れるものとされております。

(2) 本THN応募契約の概要

本公開買付けに際し、当社は、対象者の第二位株主であるTHNとの間で、平成25年12月2日付で本THN応募契約を締結しております。本THN応募契約の概要は下記のとおりです。

(ア) 前提条件等

本THN応募契約においては、上記「(1)本UCC応募契約の概要」の「(ア) 前提条件等」に記載の内容と同様の内容を合意しております。

(イ) 議決権等の行使

本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会（本定時株主総会を含みます。）において、THNは、本公開買付けにおいて当社がTHNから買い付けた対象者株式について、法令等に基づき可能な範囲で、当社の選択に従い、（i）当社もしくは当社の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は（ii）当社の指示に従って議決権その他一切の権利を行使するものとするを合意しております。

また、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会（本定時株主総会を含みます。）が開催され、当該株主総会において剰余金の配当議案が提案された場合において、THNは、別途当社の指示がない限り、当該議案に対して一切の動議を提出せず、本公開買付けに係る買付けの対象となったか否かにかかわらず、THN応募対象株式に関して、当該議案及び当該議案に対する全ての動議に反対する（但し、対象者が提案する剰余金の配当議案の原案に賛成することは許容されます。）ことを合意しております。

(ウ) 取締役等の指名

本公開買付けが成立した場合には、THNは、以後対象者の取締役及び戦略支援アドバイザーを指名しないものとし、THNケイマンをして、対象者の取締役及び戦略支援アドバイザーを指名させないものとするを合意しております。

(エ) 交渉等の禁止

本THN応募契約においては、上記「(1)本UCC応募契約の概要」の「(ウ) 交渉等の禁止」に記載の内容と同様の内容を合意しております。

(3) 本THNケイマン応募契約の概要

本公開買付けに際し、当社は、対象者の第三位株主であるTHNケイマンとの間で、平成25年12月2日付で本THNケイマン応募契約を締結しております。本THNケイマン応募契約の概要は下記のとおりです。

(ア) 前提条件等

本THNケイマン応募契約においては、上記「(1)本UCC応募契約の概要」の「(ア) 前提条件等」に記載の内容と同様の内容を合意しております。

(イ) 議決権等の行使

本THNケイマン応募契約においては、上記「(2)本THN応募契約の概要」の「(イ) 議決権等の行使」に記載の内容と同様の内容を合意しております。

(ウ) 取締役等の指名

本公開買付けが成立した場合には、THNケイマンは、以後対象者の取締役及び戦略支援アドバイザーを指名しないものとし、THNをして、対象者の取締役及び戦略支援アドバイザーを指名させないものとするを合意しております。

(エ) 交渉等の禁止

本THNケイマン応募契約においては、上記「(1)本UCC応募契約の概要」の「(ウ) 交渉等の禁止」に記載の内容と同様の内容を合意しております。

(4) UCCと対象者との間の合意等

平成24年4月2日提出のUCCの対象者株式に関する大量保有報告書によれば、UCCは、対象者に対し、平成24年3月30日に払込みがなされた第三者割当てによる自己株式処分及び新株式発行により対象者の株式を取得した日から2年間、対象者の事前の承諾なく、当該株式を売却しないこと等に合意しておりましたが、対

象者によれば、対象者とUCCの協議の結果、当該合意を含む契約を合意解約する旨の合意書を平成25年12月2日付で締結したとのことです。

(5) アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合、THN及びTHNケイマンが対象者と締結している資本提携に関する契約における、対象者株式に関する合意事項の概要

アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合、THN、THNケイマン及び対象者は、平成19年1月30日付けで資本提携に関する契約を締結し、①THN又はTHNケイマンが対象者株式を第三者に対して譲渡する場合には3ヶ月前までに対象者に対して書面にて通知し、協議を行うこと、②対象者が通知後3ヶ月以内に代替案を書面にて提示し、THN及びTHNケイマンにおいて、当該代替案が通知した提案と同等以上の利益をTHN及びTHNケイマンに対してもたらすと判断した場合には、THN及びTHNケイマンは当該代替案に従うこと等を合意しているとのことです。

なお、対象者によれば、対象者は、当該合意に基づく協議の結果、THNが本THN応募契約を締結すること及びTHNケイマンが本THNケイマン応募契約を締結すること、並びにTHN及びTHNケイマンが対象者株式を本公開買付けに応募することについて、同意しているとのことです。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

対象者は、平成25年12月2日開催の対象者取締役会において、公開買付期間の終了後の平成26年1月29日から同年3月31日までを払込期間とする本第三者割当増資（普通株式24,732,700株、払込価格は本公開買付価格と同額である1株当たり410円、総額約10,140百万円）について決議しているとのことです。本第三者割当増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの議決権割合を50.10%とするために必要な数の株式（但し、100株未満を切り上げた数）について払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式24,732,700株）のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引の実施を通じて、当社が対象者の総議決権の過半数を取得し、コンビニエンスストア、総合スーパー、百貨店、食品スーパー、フードサービス、金融サービス、IT／サービスなど多様な業態を有する当社を含むセブン&アイHDグループと対象者グループが同一グループとなることで、強固な資本関係のもとで協力することができ、双方の経営資源のより円滑な相互活用、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値の創造・拡大が可能となり、対象者は当社を含むセブン&アイHDグループにおける全てのチャンネルをシームレスに連携させながらお客様にアプローチしていくオムニチャネル戦略を共同で推進する中で、競合他社と差別化された商品やサービスの顧客への提案ができるとの判断に至ったことから、平成25年12月2日開催の取締役会において、湊谷恵雄氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格については、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるGCAサヴィアンから取得した対象者株式の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持していく方針であることから、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、対象者株主の皆様判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、平成25年12月2日開催の取締役会において、湊谷恵雄氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、その旨を決議したとのことです。また、対象者プレスリリースによれば、上記の対象者取締役会には、スコット・トレバー・デイヴィス氏を除く対象者の全ての監査役が参加し、その全ての監査役が、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役のうち湊谷恵雄氏は当社と本UCC応募契約を締結しているUCCの取締役を兼務しており、特別利害関係人に該当する可能性を否定できないため、利益相反の疑いを回避する観点から、上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の監査役のうち、スコット・トレバー・デイヴィス氏は当社の親会社であるセブン&アイHDの取締役を兼務しているため、同様の観点から、上記の対象者取締役会の本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議には参加していないとのことです。

(2) 本第三者割当増資

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成25年12月2日開催の対象者取締役会において、当社を引受先とし、公開買付期間の終了後の平成26年1月29日から同年3月31日までを払込期間とする第三者割当ての方法による募集株式の発行（普通株式24,732,700株、払込価格は本公開買付価格と同額である1株当たり410円、総額約10,140百万円）について決議しているとのことです。本第三者割当増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの議決権割合を50.10%とするために必要な数の株式（但し、100株未満を切り上げた数）について払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式24,732,700株）のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。

(3) 本資本業務提携契約の概要

本公開買付けに際し、当社は、平成25年12月2日に、セブン&アイHD及び対象者との間で、本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約のうち、本公開買付けに関連する部分の概要は下記のとおりです。

(ア) 目的

本業務提携を通じてセブン&アイHDグループと対象者グループが互いに協力して継続的に発展していくこと、及び当社が対象者の総議決権の過半数を取得して対象者を当社の子会社及びセブン&アイHDの連結子会社とすることを目的として、本取引を実施する。

(イ) 業務提携及び経営体制

(a) 当社らと対象者は、下記の内容の業務提携をおこなうものとし、その詳細は別途協議の上決定する。

- (i) 顧客開拓における相互協力
- (ii) マーケティング、販促における相互協力
- (iii) 取扱商品拡充に向けた相互協力
- (iv) 商品開発、SPA（製造小売）に関する相互協力
- (v) 物流、システム、決済等のインフラ利用に関する相互協力

(b) 当社らは、本取引の完了を条件として、対象者の常勤取締役1名及び非常勤取締役2名を指名する権利並びに対象者の取締役の中から代表取締役1名を指名する権利を有し、対象者は、当社らが当該権利に従って指名した者を候補者とする取締役選任議案を対象者の株主総会において上程するために必要な措置及び当社らが指名した候補者が代表取締役として選定されるために必要な措置をとる。また、当社らが対象者並びにその重要な子会社及び関連会社の取締役及び監査役について協議が必要であると認める場合には、対象者は、対象者の指名・報酬委員会における決定に先立ち、当社らと協議を行う。

(ウ) 本公開買付けに対する賛同・協力、議決権行使に関する取り決め等

(a) 対象者は、当社による本公開買付けに係る買付期間の満了までの間、対象者の取締役及び監査役全員（但し、湊谷恵雄取締役及びスコット・トレバー・デイヴィス監査役を除く。）の出席のもと出席取締役の全会一致により行われた本賛同決議を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わない。

(b) 対象者は、本資本業務提携契約の締結日から本公開買付けに係る買付期間が満了するまでの間に、対抗公開買付けが開始された場合、対抗公開買付けに対して反対の意見を表明するものとする。

(c) 対象者は、本公開買付けの決済開始日の前日以前の日を権利行使の基準日とする株主総会（本定時株主総会を含みます。）に剰余金の配当議案が提案された場合、当該議案に関して、当社ら又は当社らが指名する者が対象者の株主から議決権の行使の委任を受けるにあたり、必要な協力を行うものとする。

(d) 対象者は、会社法第124条第4項に基づき、当社が、本払込日の前日以前の日を権利行使の基準日とする株主総会（本定時株主総会を含みます。）において、本第三者割当増資によって当社が取得した対象者株式に係る議決権を行使できるようにする。

(e) 対象者は、本資本業務提携契約の締結日から本公開買付けの決済開始日までの間、本公開買付け、本第三者割当増資及び本業務提携と抵触しもしくはこれらの取引の実行を困難にする取引に関する合意もしくはかかる合意に向けた申込み、申込みの誘引、勧誘、協議、交渉もしくは情報提供を行ってはならない。

(f) 対象者は、本資本業務提携契約の締結日から本公開買付けに係る買付期間が満了するまでの間に、第三者から対象者に対して、対象者株式を対象とする対抗公開買付け、買集め行為その他の買付けに関する提案があった場合には、当該提案の内容をできる限り詳細に当社らに報告し、対象者と当社らは、当該提案への対処策及び本資本業務提携契約に定める本公開買付けに係る条件の見直し等につき速やか、かつ誠実に協議するものとする。

(g) (i) 対象者が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は(ii) 対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると対象者が合理的に判断する場合には、対象者は上記(a)、(b)、及び(e)の義務を免れる。

(h) 当社らは、対象者が、(i) 本賛同決議を行っていなかった場合もしくは本賛同決議を撤回もしくは変更した場合又は(ii) 対抗公開買付けに反対する旨の意見を表明しなかった場合（当該意見を撤回した場合を含む。）、対象者に対して、金5億円を支払うことを請求することができる。

(エ) 本第三者割当増資の実施

(a) 対象者は、第三者割当ての方法により、以下の内容で当社に対象者株式を割り当て、当社はこれを引き受ける。但し、(i) 対象者が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は(ii) 対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、対象者の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると対象者が合理的に判断する場合には、当社ら及び対象者は、本第三者割当増資に係る取締役会決議を維持し、本第三者割当増資を実行するかどうかについて事前に誠実に協議を行うものとする。

募集株式の種類：普通株式

募集株式の数：24,732,700株

払込金額：1株につき金410円

払込金額の総額：金約10,140百万円

払込期間：平成26年1月29日から同年3月31日まで

その他：本第三者割当増資は、新株の発行により行うものとし、自己株式の処分によらないものとする。

(b) 当社は、当社が引き受けた対象者株式のうち、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの議決権割合を50.10%とするために必要な数の株式(但し、100株未満を切り上げた数)について払込みを行う。但し、本払込日において、(i) 本第三者割当増資に関して対象者が提出した有価証券届出書の効力が有効に発生していること、(ii) 本公開買付けに係る決済が開始されていること、(iii) 対象者の表明及び保証について重大な誤りが存在しないこと、(iv) 本資本業務提携契約に基づき、本払込日までに対象者が履行し又は遵守すべき義務が、重要な点において全て履行され、又は遵守されていること等の、本資本業務提携契約に定められた条件が全て満たされていることを前提条件とする。なお、当該前提条件が満たされない場合であっても、当社がその裁量により本第三者割当増資に係る払込みを行うことは妨げられない。

(オ) 終了事由

本資本業務提携契約は、(i) 平成26年2月末日までに本公開買付けが開始されなかった場合、及び(ii) 本公開買付けが開始されたにもかかわらず、本公開買付けが撤回され、又は不成立となった場合には終了する。但し、その場合でも、上記「(ウ) 本公開買付けに対する賛同・協力、議決権行使に関する取り決め等」の(h)に記載の義務は存続する。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
月別	平成25年6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高株価	337	343	334	330	325	333	321
最低株価	301	311	314	320	312	309	311

(注1) 大阪証券取引所及び東京証券取引所の現物市場の統合に伴い、対象者株式は、当該統合日の平成25年7月16日より東京証券取引所第一部のみに上場しております。平成25年7月12日までは大阪証券取引所市場第一部における株価、平成25年7月16日以降は東京証券取引所市場第一部における株価を用いております。

(注2) 平成25年12月については、12月2日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の 割合（％）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（株）	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合（％）
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合（％）
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第42期（自 平成22年12月21日 至 平成23年12月20日） 平成24年3月19日関東財務局長に提出

事業年度 第43期（自 平成23年12月21日 至 平成24年12月20日） 平成25年3月18日関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第44期第3四半期（自 平成25年6月21日 至 平成25年9月20日） 平成25年11月1日関東財務局長に提出

対象者の第44期第3四半期報告書（平成25年11月1日提出）によると、第43期有価証券報告書（平成25年3月18日提出）提出後、第44期第3四半期報告書（平成25年11月1日提出）提出日までの役員の異動は、次のとおりです。

役名	新職名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	常務執行役員 CFO兼財務本部長	常務執行役員 グループ戦略・財務統括	筑紫 敏矢	平成25年10月1日

③【臨時報告書】

該当事項はありません。

④【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ニッセンホールディングス
(京都市南区西九条院町26番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【その他】

(1) 本第三者割当増資について

対象者有価証券届出書等によれば、対象者は、平成25年12月2日開催の対象者取締役会において、公開買付け期間の終了後の平成26年1月29日から同年3月31日までを払込期間とする本第三者割当増資（普通株式24,732,700株、払込価格は本公開買付け価格と同額である1株当たり410円、総額約10,140百万円）について決議しているとのことです。本第三者割当増資に関して、当社は、対象者との間で、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けの結果を確認した上で、当社が本公開買付けにより取得する対象者株式と合計して、本第三者割当増資に係る払込み後の当社の対象者に対する増資後完全希薄化ベースの議決権割合を50.10%とするために必要な数の株式（但し、100株未満を切り上げた数）について払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、当社は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資における募集株式の発行数として対象者が決議した株式数（普通株式24,732,700株）のうちの全部又は一部について、払込みを行わない可能性があります。

(2) UCCと対象者との間の資本業務提携契約の合意解約

対象者が平成25年12月2日に公表した「ユーシーシーホールディングス株式会社との資本業務提携の解消に関するお知らせ」によれば、対象者の筆頭株主であるUCCが当社との間で本UCC応募契約を締結し、UCC応募対象株式の全部を本公開買付けに応募する旨の合意をしたことに伴い、対象者はUCCとの間で、平成25年12月2日付で、対象者とUCCとの間の平成24年3月26日付資本業務提携契約（以下「本UCC資本業務提携契約」といいます。）を合意解約する旨の合意書（以下「本合意書」といいます。）を締結したとのことです。但し、本合意書においては、本公開買付けが成立しないことを解除条件としているため、本公開買付けが成立しなかった場合は、本UCC資本業務提携契約は継続することとなるとのことです。

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高 (百万円)	155,489	141,469	137,392	140,715	176,613
経常利益 (百万円)	2,242	2,696	2,846	2,882	988
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△9,353	1,540	3,001	2,377	239
包括利益 (百万円)	—	—	—	2,458	605
純資産額 (百万円)	9,924	17,099	23,954	25,843	29,434
総資産額 (百万円)	69,996	58,174	60,407	76,019	105,866
1株当たり純資産額 (円)	195.38	336.68	471.71	508.75	484.60
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△157.58	30.33	59.10	46.81	4.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.2	29.4	39.7	34.0	27.8
自己資本利益率 (%)	△41.5	11.4	14.6	9.5	0.9
株価収益率 (倍)	—	9.0	7.1	7.5	80.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△6,808	6,090	6,792	2,079	3,066
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△1,950	1,851	△833	△11,452	△11,934
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	7,353	△8,136	△4,396	7,616	10,921
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	5,607	5,296	6,843	5,100	7,176
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	870 (1,728)	809 (1,782)	804 (1,662)	868 (2,546)	1,476 (3,484)

(注) 1 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2 第39期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第40期、第41期、第42期及び第43期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第39期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

5 第42期より持分法適用関連会社であった株式会社通販物流サービスは、株式の追加取得により、連結の範囲に含めております。

6 第43期よりシャディ株式会社の発行済株式全てを取得したことに伴い、同社及び同社の子会社2社を連結の範囲に含めております。

(2) 対象者の経営指標等

回次	第39期	第40期	第41期	第42期	第43期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高 (百万円)	5,344	5,746	4,912	4,513	4,792
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△534	△59	△211	209	222
当期純損失 (△) (百万円)	△6,244	△810	△125	△297	△7
資本金 (百万円)	11,218	11,218	11,218	11,218	11,218
発行済株式総数 (千株)	63,416	63,416	63,416	63,416	63,473
純資産額 (百万円)	24,869	23,237	22,715	21,771	24,843
総資産額 (百万円)	44,901	36,947	35,364	46,233	61,628
1株当たり純資産額 (円)	489.65	457.54	447.30	428.56	408.95
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	23.00 (11.50)	6.00 (2.50)	9.00 (4.00)	12.00 (6.00)	12.00 (6.00)
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△105.20	△15.96	△2.47	△5.84	△0.13
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	55.4	62.9	64.2	47.1	40.3
自己資本利益率 (%)	△20.3	△3.4	△0.5	△1.3	△0.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	72 (4)	83 (21)	77 (19)	34 (4)	32 (6)

(注) 1 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

4 第43期において、平成24年3月30日を払込期日とする第三者割当による新株式発行（57,500株）及び自己株式の処分（12,626,000株）を実施しております。